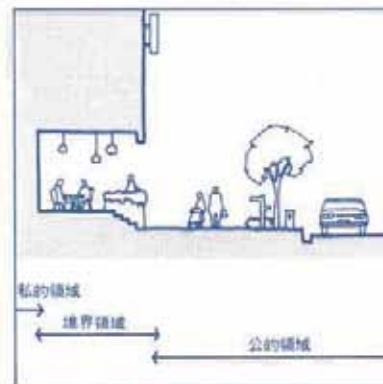
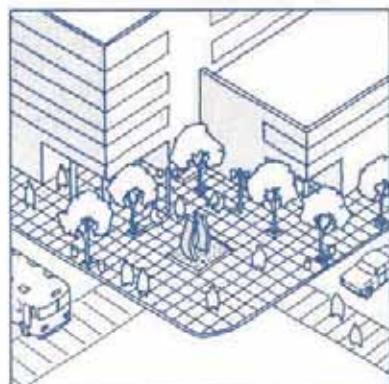
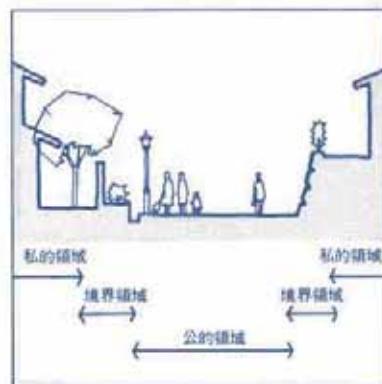
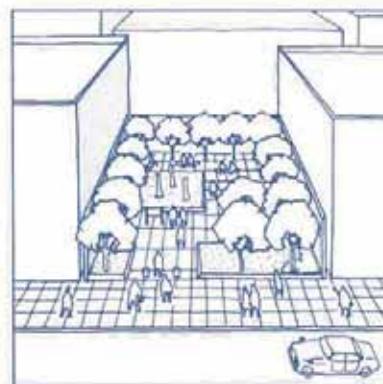
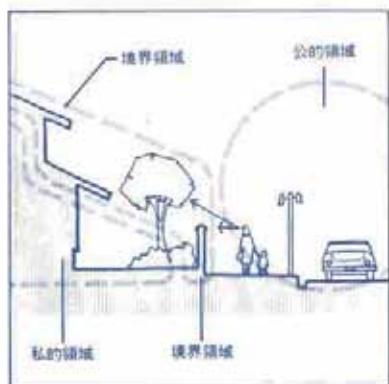
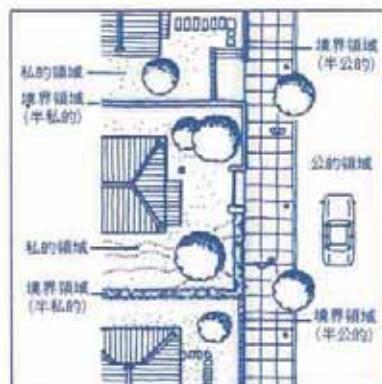
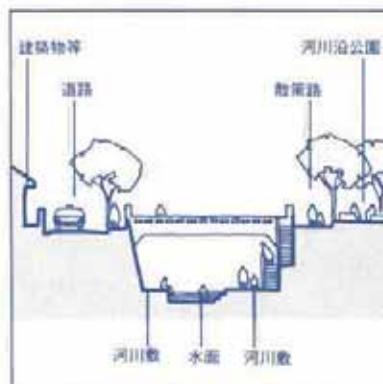
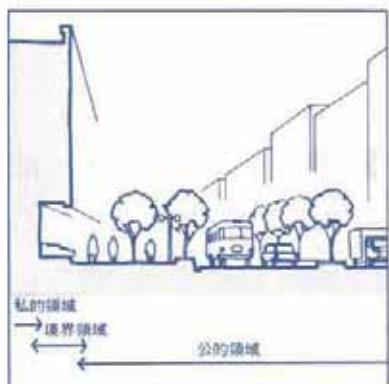


神戸市都市景観形成基本計画

— 神戸らしい都市景観の形成をめざして —

1982.7

神戸市



神戸市都市景観形成基本計画

——神戸らしい都市景観の形成をめざして——

1982.7

神戸市



空からみた既成市街地 / 都心・旧居留地

はじめに



神戸市長

宮崎辰雄

最近、都市景観の問題が都市政策上の課題として取りあげられるようになってきました。このことは、都市景観という視点を都市づくり、まちづくりの中に組み込むことによって、都市の個性にみがきをかけて魅力あるものにし、人々の都市への共感を呼び起こそうという認識が高まってきたことにほかなりません。

「人は都市をつくり、都市は人をつくる」といわれますが、都市の景観は一朝一夕にできるものではなく市民の生活の積重ねによって形づくられるものです。この意味において、都市の景観形成の真の担い手は市民であるといえましょう。

しかしながら、都市景観形成についてのルールがまだ定着していない現在、景観形成のために果たす行政の先導的役割にはたいへん大きなものがあります。

神戸市においても、神戸市都市景観条例を制定し、北野・山本地区、税関線沿道地域を都市景観形成地域に指定するなど、積極的に個性あるまちづくりに取り組んでいます。

この計画は、都市景観の形成をこれまでの点あるいは線としての対応からさらに一步進んで面的に広げていこうとするものです。

まちはそこに住む一人ひとりにとって、またそこで働く者にとって親しみと愛着を持って誇れるものであるだけでなく、そこを訪れる人にとっても、心なごむたたずまいをもってみたいものです。そういう人間都市神戸の景観形成ガイドプランとして活用していただければ幸いです。

最後に、この計画の策定に参画いただいた方々に厚くお礼を申しあげます。

昭和57年7月

目 次

序——神戸らしい都市景観の形成をめざして—— 6

① 都市景観形成基本計画の目的と構成	8
1 目的と位置づけ	
2 内容と構成	

第Ⅰ部 都市景観の形成のための基本方針

② 基本目標	12
③ 都市景観の類型と景観資源	14
④ 都市景観の形成に取り組む基本姿勢	17

第Ⅱ部 景観類型別の景観形成計画

/ ストラクチャープラン

⑤ 眺望型景観 / 眺望型景観形成計画	21
⑥ 環境型景観 / 自然地域景観形成計画	27
⑦ 環境型景観 / 都市軸景観形成計画	
⑦-1 河川軸景観形成計画	33
⑦-2 道路軸景観形成計画	36
⑧ 環境型景観 / 市街地地区景観形成計画	
⑧-1 公園緑地景観形成計画	43
⑧-2 住宅地景観形成計画	46
⑧-3 商業業務地景観形成計画	50
⑧-4 工業地景観形成計画	54
⑧-5 港湾地景観形成計画	57

第Ⅲ部 都市景観形成基本計画の運用と整備施策

⑨ 都市景観形成基本計画の運用	70
1 都市景観の形成のためのプログラム	
2 景観整備地区と景観整備拠点の設定	
3 地区別景観形成計画(ローカルプラン)の内容と構成	
⑩ 整備手法と推進方策	74
1 景観形成のための整備手法	
2 公共空間の環境整備と景観形成の推進方策	
3 その他の推進方策	
資料	81
1 神戸市都市景観審議会答申	
2 神戸市都市景観条例	

序——神戸らしい都市景観の 形成をめざして——

さまざまな都市活動や市民生活が展開される場である都市空間とその表現としての都市景観は、市民にとってかけがえのない共有の財産である。

しかし、これまでの我が国の中づくりは、急速な都市化に対応するため道路や下水道といった都市基盤の整備や生活環境の量的側面の充実に重点がおかれてきた。そのため、都市景観の形成をはじめとする都市空間の質的かつ包括的課題への取り組みが遅れてきたことも否めない。神戸市においても昭和40年代後半から独自の施策による環境整備に積極的に取り組んできたが、どちらかといえば個別の課題に対する規制や事業計画が中心で、総体として美しく快適なまちづくりを進めるということについては、必ずしも十分ではなかった。

近年、都市における歴史的蓄積やゆとりの喪失、都市空間の画一化といったことに対する反省とともに、都市景観の形成が都市政策上の主要な課題として登場してきた。すなわち、都市の生活空間を個性的で快適なものにし、市民一人ひとりにとって親しみと愛着と誇りのあるものに回復させることが、今やまちづくりの中心的課題であるといえる。

ところで、都市景観は、都市を構成する自然や建築物・工作物などの物的環境についての主に視覚イメージにかかるものであるが、広くとらえれば都市の諸活動や市民生活を反映した雰囲気なども含まれる。すなわち、すぐれた都市景観は、単に造形的に美しい環境を意味するだけでなく、私たちが日々の生活を過ごす場として親しみのある快適な生活空間や、コミュニティ意識に支えられた市民文化をも含む極めて幅広い内容をもつものである。

また、都市景観は、それぞれの都市や地域固有の自然条件とか

都市形成の過程に深くかかわっており、その課題解決にも当然異なった方向が求められる。

こうした都市景観の形成に取り組む際には、特に次の三点に留意する必要がある。

(1) 多様な価値観の調和

一口にすぐれた都市景観といっても、市民一人ひとりの価値基準ともかかわる問題であり、その内容はまことに多様である。ただ、文化財や古いものだけに価値があるといった考え方や、それとは逆に新しいものだけに現代的意義を見いだすといった態度からは、生き生きとした都市景観は生まれてこない。市民一人ひとりの多様な価値観をいかしつつ調和を図っていく姿勢が大切である。

(2) 計画的まちづくりとすぐれた都市景観実現への努力

高度経済成長とその後の都市の変化の中で、都市空間のいろいろな面において景観破壊とでも呼ぶべき現象が進行してきた。今や、すぐれた都市景観は、自然の成り行きに任せておけばできあがるものではなく、計画的まちづくりへの視点とともに、美しく快適な都市空間形成のための不断の努力の積重ねによってのみ実現されるものであることを十分認識する必要がある。

(3) 都市空間の公共性

すぐれた都市景観を実現していくためには、個々の建築活動や開発行為に際して周辺との調和を図っていくことが不可欠である。都市空間は個々の自由気ままな利用や建設にゆだねられるものではなく、市民共有（公共）のものであることが正しく理解されなければならない。

① 都市景観形成基本計画の目的と構成

1 目的と位置づけ

「神戸市都市景観形成基本計画」は、神戸らしい都市景観をまもり、そだて、つくり、神戸のまちを市民一人ひとりにとって親しみと愛着と誇りのあるものにするための基本的方向を明らかにしようとするものであり、この計画策定は、先に制定された「神戸市都市景観条例」^{注1}第4条に定められている。

この計画は、「新・神戸市総合基本計画」の計画理念と施策の方向づけや施策の体系を基本としており、特に都市空間計画の内容を補完するものである。すなわち、この計画は、神戸らしい都市景観の形成にかかわる基本的理念と施策のあり方を示すとともに、施策実現のためのガイドプランとしての役割を担うものである。また、都市景観の形成にかかわる計画課題は多様多岐にわたっており、「神戸市都市景観条例」をはじめとする独自の施策のほか「神戸市民の環境をまもる条例」^{注2}、「神戸市市民公園条例」^{注3}、「神戸市地区計画及びまちづくり協定等に関する条例」^{注4}、「グリーンコウベ作戦」^{注5}、「神戸クリーン作戦」^{注6}、「神戸港臨港地区カラー作戦」^{注7}、「神戸港臨港地区カラー作戦」^{注8}など現行の施策との関連も深い。したがって、この計画策定に当たっては、独自の施策とともに関連施策相互の有機的連携が重要な前提となっている。

2 内容と構成

この計画に盛られる内容としては、①都市景観の形成のための基本方針、②景観類型別の景観形成計画(ストラクチュアプラン)、③都市景観形成基本計画の運用、の大きく三つに分かれる。このうち景観類型別の景観形成計画(ストラクチュアプラン)では、それぞれの類型別に、①景観特性と課題、②基本方針、③景観形

神戸市における都市景観形成への取り組み

昭和31年・神戸市屋外広告物条例

昭和45年・風致地区内における建築等の規制に関する条例

昭和46年・グリーンコウベ作戦

昭和47年・神戸市民の環境をまもる条例

・神戸クリーン作戦

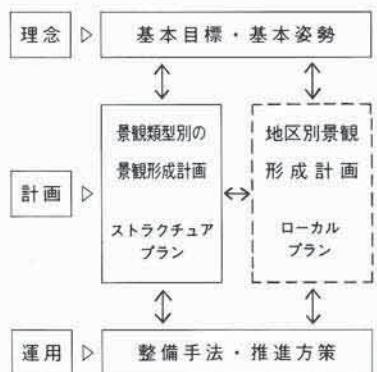
昭和48年・神戸港臨港地区カラー作戦

昭和51年・神戸市市民公園条例

・新・神戸市総合基本計画

昭和53年・神戸市都市景観条例

昭和56年・神戸市地区計画及びまちづくり協定等に関する条例



成の対象と構成、④景観形成のための施策の方向、を明らかにする。

ところで、この計画では景観類型別の景観形成計画（ストラクチュアプラン）によって全市的な方向づけを行うことが主眼となっているため、個々の地域における景観形成については必ずしも明らかにしていない。

都市景観の形成の課題や方向は、それぞれの地域によっても大きく異なり、その具体的な施策も種々考えられるが、今後、地域固有の課題や条件に応じた景観形成の基本的な考え方や施策のあり方を明確にするため、地区別景観形成計画（ローカルプラン）を策定する必要がある。

地区別景観形成計画（ローカルプラン）は、景観類型別の景観形成計画（ストラクチュアプラン）の内容を受けつき、個々の地域ごとに順次策定するものであり、実施計画の前段階となるものである。

注1 神戸市都市景観条例——神戸らしい都市景観をまもり、そだて、つくるため市民・事業者・専門家・市の役割を明らかにし、都市景観形成地域、伝統的建造物群保存地区、美観地区、景観形成指定建築物等届出地域、景観形成市民団体、助成、都市景観審議会などの制度を定める。昭和53年10月公布。

注2 新・神戸市総合基本計画——神戸市総合基本計画を改訂し、昭和51年10月神戸市の新しいマスター・プランとしてつくられたもの。この計画は「人間都市神戸」を、市民一人ひとりが育てあげる市民主体都市、自然と人間との暖かいふれあいのある人間環境都市、すべての市民がゆとりと生きがいをもつ人間福祉都市、くらしの中に創造のよろこびがあふれる市民文化都市、市民の生活と文化に結びついた産業をはぐくむ国際情報都市という5つの面からつくりあげようとするものである。

注3 神戸市民の環境をまもる条例——市民が健康で文化的な生活を営むため、良好な環境（生活環境、自然環境、文化環境）が損なわれないよう各種の公害規制方策、自然・歴史的環境・文化遺産等の保全措置を定める。昭和47年8月公布。

注4 神戸市市民公園条例——都市における空間の公園的利用、緑化の推進、緑の保全を市と市民が協力して行うことと定めた条例。市民公園は、都市の中で遊戯や花づくりなど公園的利用が可能な空地や社寺の境内、快適な眺めを楽しめる緑地などを土地等の所有者等またはその同意を得た市民が公園として設置するもの。それぞれの大きさや利用の状態に応じて、市は必要な援助をする。昭和51年4月公布。

注5 神戸市地区計画及びまちづくり協定等に関する条例——住民等の参加による住み良いまちづくりを推進するための組織、計画、協力関係等をつくる制度などがまとめられている条例。その内容は、まちづくり協議会、まちづくり提案、まちづくり協定、助成措置などについて定めてある市独自の制度ほか、都市計画法による委任条例として、地区計画制度による案の作成手続きに関する事項が盛り込まれている。昭和56年12月公布。

注6 グリーンコウベ作戦——神戸市域の7割の自然緑地と市街地の3割緑化をめざして昭和46年度に発足した緑化事業で、街路の緑化、背山の緑地保全、団地等の緑化、臨海地帯の緑化、市民参加の緑化などを目標として推進している。

注7 神戸クリーン作戦——市民・市・事業者が一体となって神戸市民の共有財産である都市環境をまもり、そだてるため、昭和47年度から発足した市民参加の事業で、環境都市づくりの一環として ①廃棄物管理計画及び再資源化計画の推進 ②環境意識の啓発 ③住民による清掃活動の推進に取り組んでいる。

注8 神戸港臨港地区カラー作戦——神戸港の臨港地区の建築物に色を定めて、神戸港に市民が親しむ憩いの場としての雰囲気をつくりだそうとするもの。外壁などはクリーム色に統一し、屋根や窓などのアクセントになる場所には、地区ごとに定めた色を用いる。昭和48年4月に発足。

第Ⅰ部 都市景観の形成のための基本方針

2 基本目標

神戸市において都市景観の形成を進めるうえでの主要な課題は、「序」において述べたように、市民一人ひとりにとって親しみと愛着と誇りのもてる都市空間をいかにして実現するかにある。そのためには、まず都市空間としての神戸らしさを継承し、創造していく姿勢の確立が大切である。

ところで、神戸らしさとは、神戸市の固有の性格（都市の個性）を意味し、自然条件、産業構造、歴史にはぐくまれてきた市民気質など幅広い内容で支えられている。特に神戸市では海と山の自然条件に恵まれ、開放的で明るく、住みやすいことが神戸らしさとして高い評価を得ており、将来の目標像としてもこれらを基調とした方向が求められる。

神戸らしさを継承し、創造していくための基本目標は次の五点に集約できる。

(1) 個性ある都市空間の発掘・創造（都市の顔づくり）

人間一人ひとりには顔がありそれぞれ異なった表情をもつ。同様に都市にも顔があり、その表情の多様性や調和の中に、個性なり魅力を発見することができる。

神戸市の都市空間を特徴づけている海・坂・山の変化ある地形、市街地の骨格を形成する河川や幹線道路、都市活動の焦点となる都心や副都心などは神戸を代表する顔として特に大切に育てていく。その際、すぐれた景観資源を発掘、継承していくとともに、新しい時代に即応した創造性に対する理解と調和の姿勢が重要である。

(2) 生活環境の質的向上（アメニティの追求）^{※1}

これまでの生活環境整備は、生活環境の安全性・保健性・利便性などの主に量的整備の側面に重点がおかれ、アメニティ（快適

※1 アメニティ——アメニティは、歩いて楽しい・見て心地よい・聞いて楽しいといった精神的な快適さに視点をあてた環境の質的課題をとらえる言葉として用いられる。

性) といった生活空間の質的な課題については十分な配慮が払われていたとは言い難い。都市景観形成の目標の一つは、生活空間におけるアメニティを追求することにあり、そのために生活環境の機能的・量的側面の整備と一体となった施策体系の確立が必要である。

(3) 魅力ある産業環境の創出（都市環境の活性化）

工場や事務所、商店などによって構成される産業環境は、生産活動や商業活動などの場としてだけでなく、そこに働く人々の職場環境としても大切である。活力と魅力のある都市景観の形成を図るうえで産業活動の新しい展開と地域社会と調和した産業環境の創出・育成が不可欠である。

(4) 歴史的環境の保全（伝統文化の再認識）

歴史的環境は都市活動や都市生活の長い積重ねの中で醸成されてきたものであり、歴史的連續性のある都市空間や伝統文化は市民共有の貴重な財産である。都市景観の形成を図るうえで歴史的環境は都市のシンボルとして、また都市空間の中に市民の共感（アイデンティティ^{※2}）をはぐくむものとして保全、継承していくことが大切である。

(5) 市民文化としての都市景観（市民意識の高揚）

市民は、日常生活を通じて周辺環境に対しきまざまな働きかけを行っており、都市景観はその結果として人々の生活が表出したものといえる。また、市民一人ひとりの生活意識や価値観が美しく快適なまちづくりを支える基盤となり、この意味で都市景観は市民文化のもっとも身近な表現形態と考えられる。したがって、都市景観に対する市民意識の高揚を図りつつ市民の多様な価値観をいかし、市民的合意のもとに都市景観を形成していくことが重要である。

※2 アイデンティティ——そのものがそのものらしくあること。この計画では、神戸らしさあるいはそれぞれの地域らしさが、従来から親しまれてきた歴史的な環境によって支えられているという共通の認識があることをいう。

3 都市景観の類型と景観資源

神戸市は地形的にみると、六甲山から北部の自然と田園集落が一体となった西北神地域、南部の海へ向かって緩かな斜面が連なる既成市街地の、大きく性格の異なる二つの地域に区分される。既成市街地においては、北から住宅地・住商工複合地・工業港湾地といった地区が層状に形成されている。さらに、市街地の主要な道路や河川は、それぞれの地域や地区を有機的に連結して都市空間の骨格を形成し、景観上も重要な役割を果たしている。

都市景観はすでに述べたように非常に広範な内容をもつものであるが、ここでは物的な視覚イメージにかかるものを対象として神戸市の都市景観を次のように分類する。

都市景観は、時間、場所、見る位置などによってもさまざまに異なるが、見る主体と見られる対象との相互関係によって、眺望型景観と環境型景観に二分される。眺望型景観は、山頂や海上あるいはビルの屋上などから海や山を市街地とともに眺める景観であり、環境型景観は、それぞれの地域の中にはあって、自らを取りまく周辺環境としての景観である。(図I-1参照)

さて、実際にはこの二つの景観がさまざまに組み合わさって豊

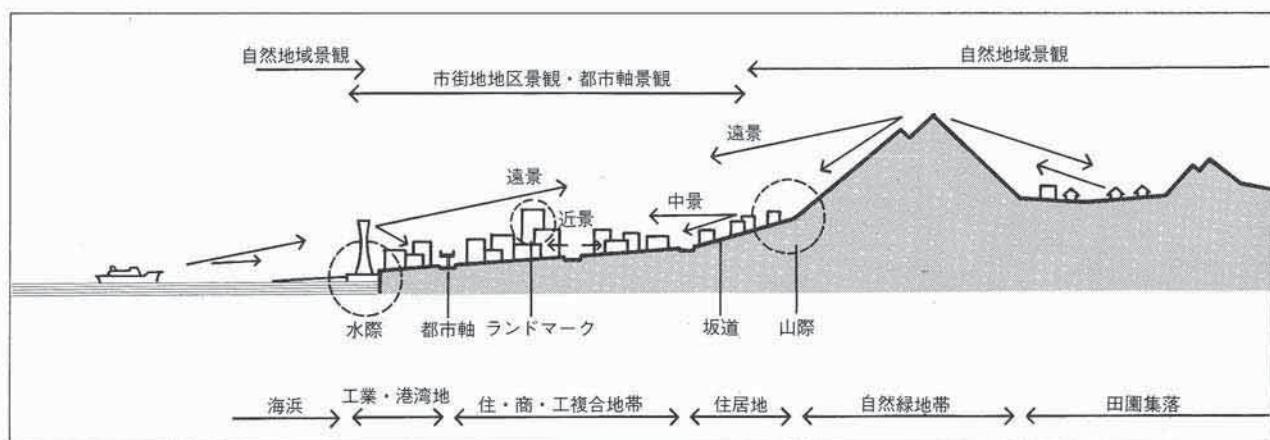


図 I-1 神戸市の地形特性と景観上の特色

かな都市景観が形成されるものであるが、これを景観構成要素と地域や地区の広がりの段階構成との関連に着目すれば、次のように分類できる。

まず、地域や地区の空間的広がりからは、広域的景観（ランドスケープ）、都市的景観（タウンスケープ）、街区的景観（ストリートスケープ）の大きく三つの類型が考えられる。このうち、広域的景観では眺望型景観としての位置づけが中心となるのに対し、街区的景観では環境型景観としての評価が重要である。また、都市的景観は両者の中間的性格を有するものといえる。

これらを対象となる地域や地区の性格によって分類すると、自然地域景観、都市軸景観、市街地地区景観に大別できる。（図 I-2 参照）

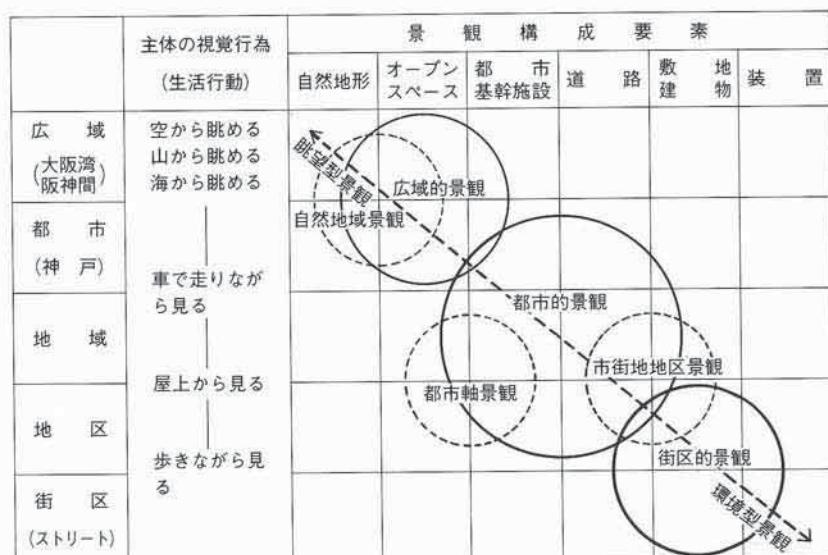


図 I-2 地域や地区の段階構成と景観構成要素

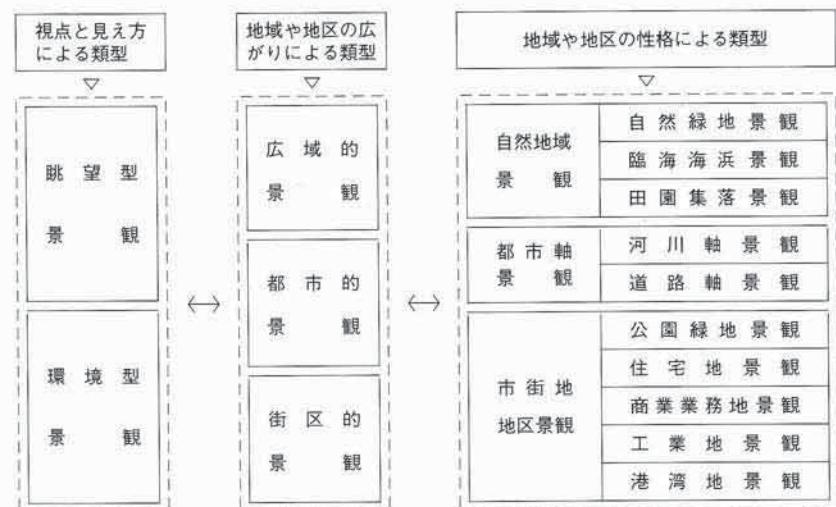


図 I-3 都市景観の類型

※3 景観資源——この計画では、都市景観を高めたり、特色づけている自然や建築物・工作物などを指す。たとえば、豊かな緑、すぐれた建築物、統一のとれたまち並などそれぞれの地域の個性ある景観形成を図っていくうえで保全し、大切にしなければならないものをいう。

※4 景観構成要素——この計画では、都市空間を構成する個々の要素をいい、道路面の舗装、街灯、路上のベンチ、標識、電柱、屋外広告物のほか、門、塀、庭木、建物の屋根や外壁などいろいろある。

※5 ランドマーク——人通りの多いまちかどの建築物や大規模な建築物、塔などは、目立ちやすく、人々が共通に知るものである。これらは目印（マーク）となり、地域環境を象徴したり、印象づけたりする。

※6 都市景観資源調査——この計画では、地区別景観形成計画（ローカルプラン）を策定する基礎資料として、それぞれの地域の景観資源や景観構成要素の分布の実態と特性を把握し、景観形成上の課題を抽出することを目的とする調査をいう。

自然地域景観は、緑地や海浜など自然環境を対象にした景観で、対象とする自然環境の状況によって自然緑地景観、臨海海浜景観、田園集落景観の三つの類型に区分される。

都市軸景観は、都市の骨格を構成する河川や道路などの都市軸に沿って軸状に展開する景観で、河川軸景観と道路軸景観に分かれ、都市的景観を代表するものである。

市街地地区景観は、市街地内のそれぞれの地区レベルにおける景観で、地区の土地利用上の特色によって公園緑地景観、住宅地景観、商業業務地景観、工業地景観、港湾地景観の五つの類型に区分される。市街地地区景観では、都市的景観としての位置づけとともに街区的景観としての景観形成が大切で、特に地区内の道路沿いの景観（街路景観）が景観形成の主な対象となる。（図I-3参照）

ところで、実際に都市景観の形成を図っていく際には、それぞれの地域や地区における景観資源・景観構成要素を抽出し、それらの保全・育成・創造を通じて個性ある都市景観を実現することになる。こうした景観資源・景観構成要素は大きく自然系（樹林、樹木、植込、水面、水路など）、施設系（建築物、塀、擁壁、屋外広告物、路面舗装など）、空間系（ランドマーク、眺望点など）の三つに大別されるが、その発掘、抽出と景観特性、課題の把握を目的とする「都市景観資源調査」^{※3}は、地区別景観形成計画（ローカルプラン）^{※4}の主要な前提となる。

④ 都市景観の形成に取り組む基本姿勢

都市景観の形成を推進していくためには、都市景観の形成についての市民的合意と住民主体による共同的まちづくりの精神こそが大切な前提となる。その際、特に次の三点についての正しい理解と認識が必要である。

(1) 都市空間の領域構成

都市空間全体にわたってすぐれた景観を実現するためには、単に道路や公園などの公共空間だけでなく、個々の建築物や敷地内空間を含めた景観形成が図られる必要がある。そのためには、社会的・経済的区分とは別の都市空間の公共性についての認識が大切である。

都市景観の形成上、都市空間の領域構成は、公的（パブリック）領域、境界領域、私的（プライベート）領域の三つの段階に区分できる。

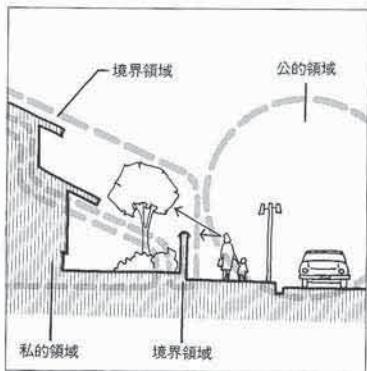
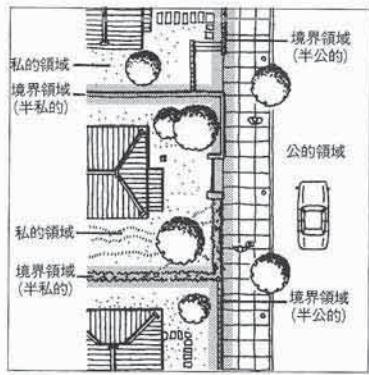
①公的（パブリック）領域には、道路や公園などの公共オープンスペースのほか、駅のコンコース、地下街などの公的空間も含まれるが、路面舗装や植栽、ストリートファニチュアなどが景観形成上大きな比重を占める。^{※7}

②私的（プライベート）領域は、敷地内空間のうち、視覚的に外部から見えない部分や屋内空間などである。

③境界領域は、公的領域と私的領域の間にある建築物の外壁をはじめ門、塀、擁壁、樹木や広告物などによって構成される。この境界領域は、道路や公園など公的領域に直接面し、またはそれから見える半公的（セミパブリック）領域と、隣接する敷地相互の境界などで隣地に対して景観的配慮の必要な半私的（セミプライベート）領域に分かれる。

以上の区分のうち、景観形成上の対象としては公的領域と境界

※7 ストリートファニチュア——部屋に家具（ファニチュア）があるように道路や広場などの外部空間にもさまざまな装置があり、そこで生活空間を演出している。それらをストリートファニチュアと呼び、電話ボックス、ポスト、案内板、標識、ベンチ、ゴミ箱などがある。



都市空間の領域構成

領域とが中心となるが、特に境界領域の景観構成要素は、原則として敷地内にあるものの、景観形成上公共的な役割が期待される。

すなわち、道路と敷地や敷地相互の境界などを単なる境界線としてとらえるのではなく、そこに豊かでゆとりのある空間を創造・育成することが大切である。

(2) まもる・そだてる・つくる

都市景観の形成の方向は多様であり、その目的に応じた手法が検討されなければならない。その際、まもる(保全)・そだてる(育成)・つくる(創造)の三つの視点からそれぞれの景観特性をいかしていく。

①まもる(保全) ……これまで蓄積されてきた歴史的環境やすぐれた景観資源については、これを保全し継承する。

②そだてる(育成) ……それぞれの地域固有の環境特性をいかしつつ改善を進め、変化の中に歴史の連続性が保たれるよう配慮する。

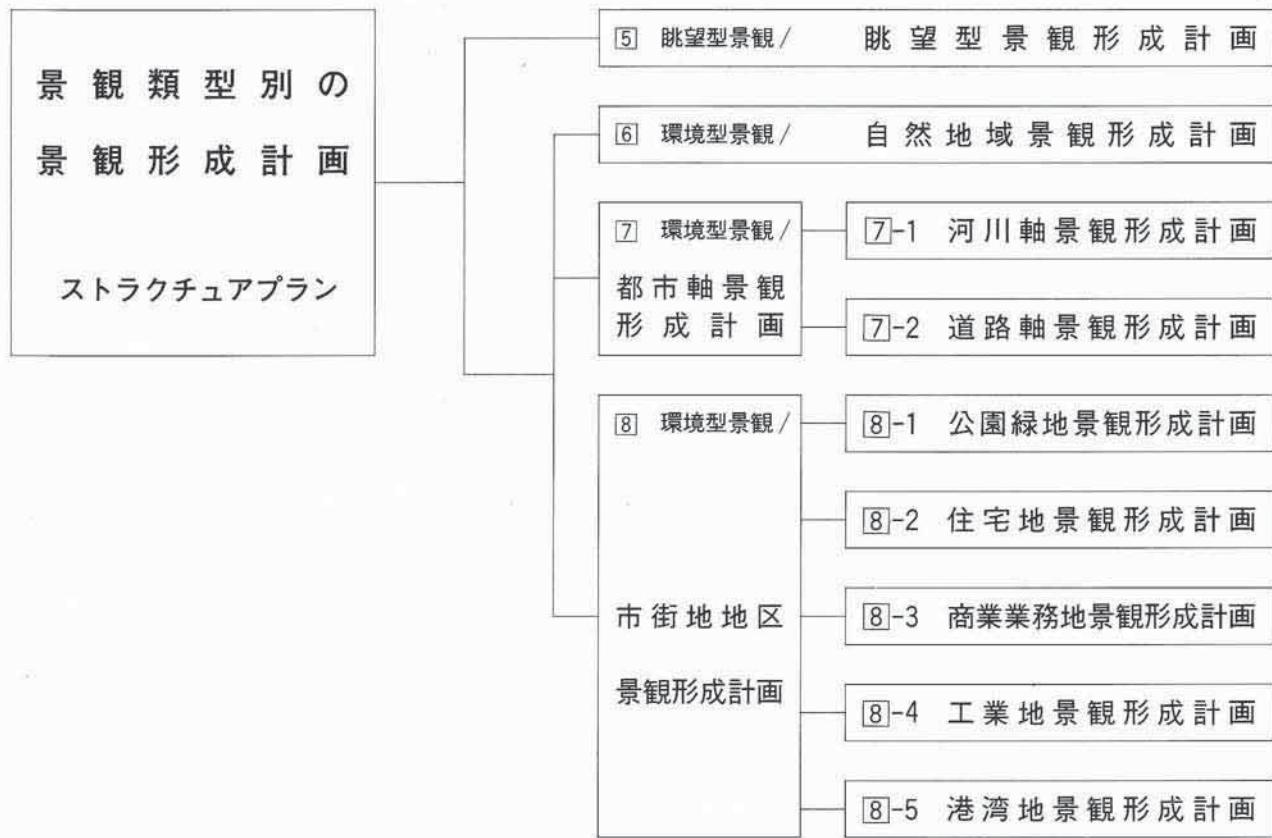
③つくる(創造) ……新しく市街地を開発整備する場合はもちろん、再開発を進める場合においても、すぐれた都市空間の創造をめざす。

具体的な景観形成に当たっては、これらの三つの視点を基本として、それぞれの地域の実情や特性に応じた整備手法の検討が必要である。

(3) 住民参加による景観形成

神戸らしい都市景観を実現していくためには、市民・事業者・専門家のそれぞれの協力が不可欠である。そのためには、まず都市景観は市民共有のものであるという認識が必要であり、特に望ましいコミュニティ形成を通じての地域住民の主体的参加と相互協力は、都市景観の形成を円滑に進める基本である。

第Ⅱ部 景観類型別の景観形成計画 / ストラクチャープラン



計画

眺望型景観 /

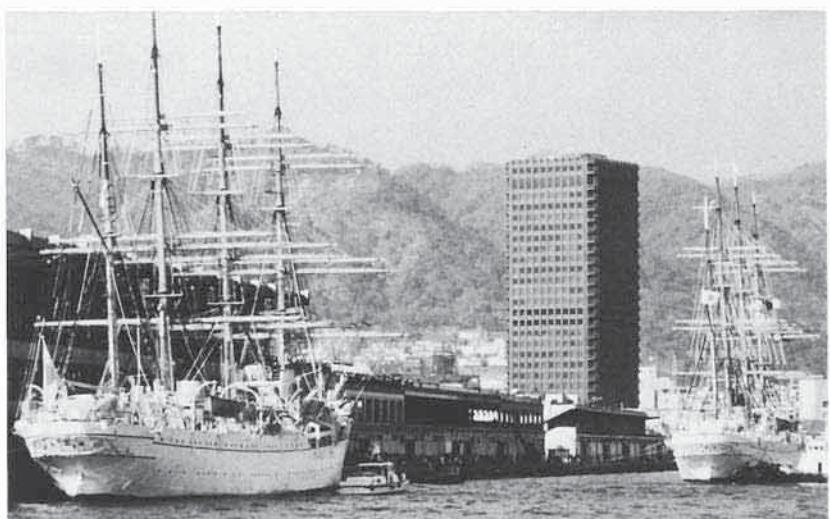
5 眺望型景観形成計画

景観特性と課題

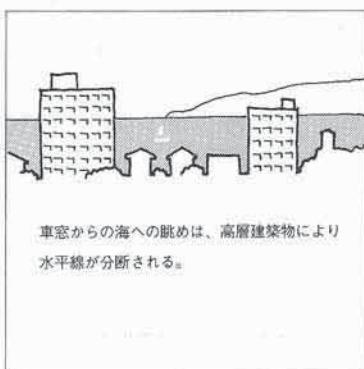
六甲山や瀬戸内海・大阪湾を既成市街地とともに眺める景観は、「みなと神戸」を象徴する景観であり、大切な市民の財産である。

また、西北神地域における雄岡山・雌岡山などを背景に豊かな自然と田園集落が一体となって展開する眺望も、都市化の進展する地域環境の中にはあって市民の貴重な財産である。

とりわけ、海上あるいはビルの屋上などから眺める六甲山系の山並を背景とした既成市街地のたたずまいや、国鉄などの車窓から眺めたときの須磨～舞子海岸や淡路島を望む景観は、従来から市民が親しみと愛着を抱いてきた神戸らしい眺望型景観の典型である。ところが、前者では、特に自然の緑と市街地との接する部分に出現した大規模住宅地開発あるいは高層建築物によって、これまでの六甲山系を背景にした山際の市街地のスカイラインが大きく変容し、市街地全体の調和にも混乱が生じている。一方後者では、海岸沿いの帶状の地域に出現した大規模高層マンションにより、瀬戸内海、淡路島を望むすぐれた眺望が失われつつある。



港より市街地と六甲山を望む



眺望型景観の問題点

このような眺望型景観の形成を進めるためには、眺められる対象（眺望対象）としての自然環境あるいは市街地環境の整備と、眺める場所としての眺望点の拡充整備との二つの方向を合わせ考える必要がある。

基本方針

(1) 神戸らしい眺望型景観の保全と育成

六甲山系の山並を背景としたり、海や港を背景として展開する既成市街地の眺望、さらには西北神地域の豊かな自然と一体となった田園集落の眺望など、神戸らしい眺望型景観を市民共通の財産として保全し、育成する。

(2) 自然環境と市街地環境の調和

市街地の緑化を図るとともに、六甲山系などの山麓地帯や海浜地帯、西北神地域の開発区域など、自然と市街地の接する部分における自然環境の保全に十分配慮して自然環境と市街地環境との調和を図る。

(3) 明確な都市パターンの実現

都市の骨格を形成する道路や河川の軸構成を明確にするとともに、市街地の地形特性や個性ある地域環境をいかすことによって、分かりやすい秩序ある都市空間の形成をめざす。

景観形成の対象と構成

眺望型景観の対象としては、六甲山系などの山並、神戸港などの臨海部およびそれらと一体となって展開する市街地や田園集落がある。このうち自然緑地や田園集落については、環境型景観に



六甲山より市街地と港を望む

※8 景観形成ゾーン——この計画では、それぞれの景観類型の特色が顕著にあらわれており、神戸市全体として景観形成を図っていくうえで大切にしたい地域を景観形成ゾーンという。その地域的広がりはさまざまであるが、景観類型別の景観形成計画（ストラクチュアプラン）では、その全市的位置づけに重点がおかれている。

※9 展望公園——港や市街地への眺望と身近な自然を楽しむために六甲山の南麓のハイキングコース沿いなどに設けられる公園。保久良神社、諏訪山など15か所で計画されている。

における自然地域景観形成計画の中で取りあげるものとし、ここでは、市街地や田園集落との接点となる六甲山系、帝釈・丹生山系、雄岡山・雌岡山の山際一帯や須磨から舞子にかけての海浜地帯および臨海部の兵庫突堤から摩耶ふ頭にかけての臨港地区やポートアイランド、六甲アイランドを中心に「眺望型景観形成ゾーン」^{※8}を設定する。

また、市内のランドマークや展望点のうち、錨山、市章山および市街地内の高層建築物などで都市のシンボルとして特に広域的な効果があるものを「主要ランドマーク」として設定するとともに、^{※9}臨海部の公園、展望公園などのすぐれた眺望の得られる公的空間を「主要展望点」として設定する。（図Ⅱ-1 参照）

なお、市街地における河川軸や道路軸に沿った眺望型景観の形成も重要であるが、これらについては、環境型景観における都市軸景観として取りあげることとする。

景観形成のための施策の方向

(1) 高層・大規模建築物などの景観上の配慮

「眺望型景観形成ゾーン」については、「景観形成指定建築物等^{注9}届出地域」に指定し、都市景観に大きな影響を与える高層・大規模建築物などの景観上の配慮を促す。また、鉄塔や砂防施設、屋外広告物など自然環境の中における大規模工作物の設置に当たっても周辺環境との調和に努める。

(2) 道路植栽と道路照明などの計画的整備

眺望対象としての都市空間の骨格を明確にし、分かりやすい都

ポートアイランドより市街地を望む夜景



市像を形成するため、主要幹線道路の植栽や照明について道路の性格に応じた整備を行う。また、高架道路、高架鉄道は特に大きな影響を与えるため、その形態・色彩・材料に配慮するとともに、その沿道空間についても修景整備を進める。

(3) ランドマークの育成

都市空間の印象を深め、分かりやすい都市空間実現のために、「主要ランドマーク」の保全育成を図る。また、都心の高層建築物などの建設に当たっては、ランドマークとして育成するため形態・色彩・材料の景観的配慮を促す。

(4) 眺望点の整備

「主要眺望点」として設定された公的空間では、眺望景観の確保に努め、その地域の性格や眺望対象の内容に応じた休息所、展望スペースの整備を進める。



ランドマークの例 / ポートタワー

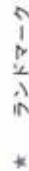
注9 景観形成指定建築物等届出地域——「神戸市都市景観条例」に定められている市独自の地域指定の制度。将来、神戸らしい都市景観を形成するうえで重要となることが予定される地域などに市長が指定する。この地域内で都市景観の形成に大きな影響を与える大規模な建築物等の新築、増築、改築等の現状変更行為を行うときは届出が必要で、届け出られた内容については市長が指導、助言を行う。

図 II-1
眺望型景観形成計画

INDEX



○ 観望点



● 観望型景観形成ゾーン



★ ランドマーク



◎ 主要眺望点

- (主要眺望点)
1. 開聞崎林(伊豆八角神社)
 2. 六甲大橋
 3. 有馬山
 4. 神戸市立自然公園
 5. 神戸市立森林植物園
 6. 神戸市立六甲山植物園
 7. 六甲アイランド公園
 8. ポートアイランド公園
 9. 横尾・萬葉
 10. 高原山荘公園
 11. 神戸山
 12. 五色沼
- (主なランドマーク)
13. 六甲大橋
 14. 有馬山
 15. 神戸市立自然公園
 16. 神戸市立森林植物園
 17. 神戸市立六甲山植物園
 18. 六甲アイランド公園
 19. ポートアイランド公園
 20. 横尾・萬葉
 21. 神戸市立高原山荘
 22. 神戸市立六甲山荘
 23. 神戸市立森林植物園
 24. 神戸港
- *は主な眺望点を示すもの



神戸市都市景観形成基本計画

S. 1:125,000

相模～舞子海岸ゾーン



3mm

計画

⑥ 自然地域景観形成計画

景観特性と課題

ともすれば人工的に偏りがちな都市環境の中にあって、自然緑地、臨海海浜、田園集落はうるおいとやすらぎをもたらす貴重な自然環境である。神戸市域には、既成市街地に近接した六甲山系の縁や須磨・舞子の海浜、西北神地域に広がる自然緑地と田園などがあり、市民にとって身近な自然環境として従来から親しまれてきた。

自然地域の景観形成を進めるに当たっては、こうした自然環境の保全とともに、市民の貴重なレクリエーション空間としての活用を調和させていくことが基本となる。そのためには、開発に対する自然緑地の保全と修復、海浜汚染や土地利用変化に対する海浜の保護、新開発市街地と伝統的な田園集落の調和など自然と人工とのバランスを図ることが必要である。

また、こうした自然地域は眺望型景観における眺望対象や眺望点としても重要であり、その役割についての十分な配慮が大切である。



六甲山の恵まれた自然緑地

基本方針

(1) 自然環境の保全

六甲山系を中心とする自然緑地や須磨から舞子にかけての海浜の保全を進めるとともに、西北神地域において豊かな緑や河川と一体となった田園集落の保全を図る。

(2) 親しみのもてる自然環境の形成

自然環境の中に市民が自然とふれあう空間を積極的につくりだし、親しみのもてる自然環境の形成を図る。

(3) 眺望型景観の対象としての自然環境の保全

六甲山系あるいは海上から眺める神戸の眺望型景観は、既成市街地のたたずまいとともに、それをとりまく自然環境が一体となって形成されるものであり、自然地域景観の形成に当たっても、眺められる対象として自然環境に対する十分な配慮が必要である。

景観形成の対象と構成

〈自然緑地景観〉

自然緑地景観の対象としては市街化調整区域内の自然緑地を取りあげ、このうち、緑地保全制度の規制を受ける緑地や自然環境と一体となった「文化環境保存区域」を中心とする地域を「自然緑地景観形成ゾーン」として設定する。
注10

さらに、市民が身近に自然環境に接する場としては、六甲山系を中心とした全山縦走路、毎朝登山ルート、各種ハイキング道路、山陽自然歩道、太陽と緑の道のほか、登山基地や各種レクリエーション開発拠点があり、これらは自然緑地景観の形成を図るうえ

※10 太陽と緑の道——六甲山や西北神地域を市民が気軽に歩き、自然に親しむとともに、市街地の人々と地元の人々が互いに交流できることを目的に設定された自然歩道、須磨浦公園、道場、六甲山、有馬、住吉川などを結ぶ。総延長 150km。

須磨海岸



でも重要である。(図II-2 参照)

〈臨海海浜景観〉

神戸市域の中で海浜地帯は須磨や舞子などの海岸線沿いに限られているが、この地域を「臨海海浜景観形成ゾーン」として設定する。このゾーンは、「新・神戸市総合基本計画」においても、海洋レクリエーション公園として取りあげられている。(図II-2 参照)

〈田園集落景観〉

田園集落景観の対象としては、西北神地域に広く展開している農用地や河川と一体となった民家集落を取りあげる。このうち、民家集落が集中している大沢、淡河、八多や田園集落と一体となった「文化環境保存区域」を中心とする地域(山田、太山寺周辺)を「田園集落景観形成ゾーン」として設定する。(図II-2 参照)

景観形成のための施策の方向

〈自然緑地景観〉

(1) 自然緑地の保全

「自然緑地景観形成ゾーン」のうち、すぐれた景観を有する地域の自然緑地の保全と積極的な育成を図る。その他の地域についても、その土地利用に当たっては周辺環境との調和に配慮するとともに、緑地の修復に努める。

また、自然緑地は眺望型景観の対象としての役割に留意する必要がある。

(2) 自然環境と調和した余暇施設の整備

市民が身近に自然環境に接する場としての各種レクリエーショ



西北神地域の田園集落

ン施設を整備する際には、自然環境と調和した形態・色彩・材料および配置とする。

(3) 防災施設などの景観上の配慮

砂防ダムや鉄塔などの設置に当たっては、適切な景観上の配慮を促し、自然環境との調和を図る。

〈臨海海浜景観〉

(1) 海浜環境の保全

^{※11} 養浜事業の推進などにより海浜の保護・育成を行うとともに、水質の改善を一層促進し、海浜環境を保全する。

(2) 海浜環境と調和した余暇施設などの整備

市民が身近に海浜環境に接する場としての各種レクリエーション施設を整備する際には、海浜環境とした調和した形態・色彩・材料および配置とする。

(3) 防災施設などの景観上の配慮

防波堤、護岸などの設置に当たっては、適切な景観上の配慮を促し、海浜環境との調和を図る。

〈田園集落景観〉

(1) 歴史的建築物の保全

周囲の田園や緑地と一体となって独自の文化環境を形成している社寺や民家群などの歴史的建築物については、その保全と育成を行う。

(2) 緑地環境の保全

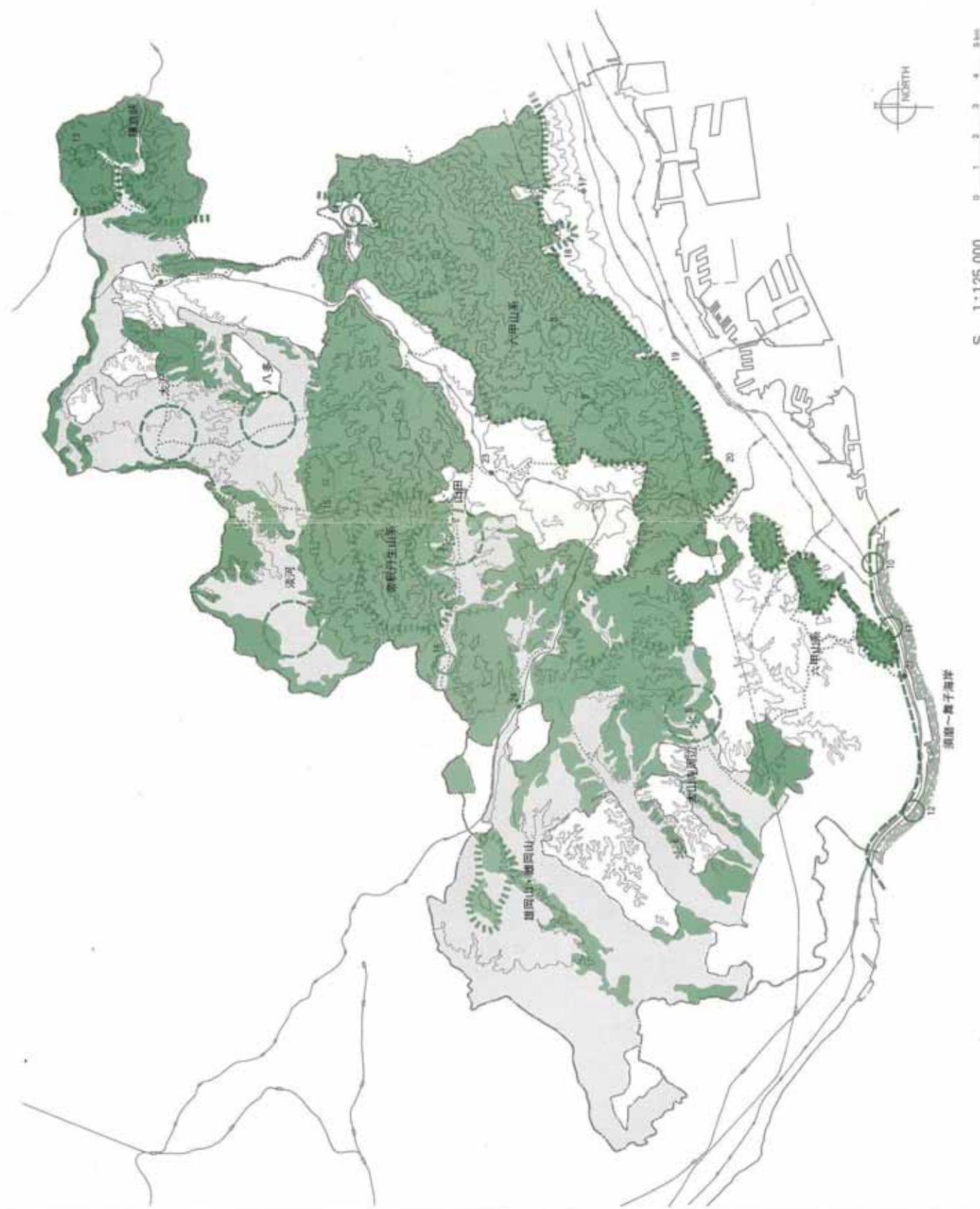
民家集落と一体となった農地や集落周辺の自然緑地などは、その景観をいかした保全と活用を図る。

注10 文化環境保存区域——「神戸市民の環境をまもる条例」に定められている市独自の区域指定の制度。地区の歴史的遺産、文化環境を保存することをねらいとし、建築や造成などの現状変更行為を規制する。昭和57年3月現在、白鶴美術館周辺、太山寺周辺など8区域72.2haが指定されている。

※11 養浜事業——須磨海岸の防災や快適な海浜環境の保全などを目的として、昭和48年から海浜環境整備事業の一環として行われている事業で、浸食された海浜を沖合100mまで拡大整備する。

図 II-2
自然地域景観形成計画

INDEX	
	自然用地
	農用地
	海岸
	自然縦地景観形成ゾーン
	田園集落景観形成ゾーン
	臨海海岸景観形成ゾーン
*	文化環境保存区域
*	レクリエーション開発拠点
*****	主要登山路
*	登山基地
(文化環境保存区域)	
1. 石日作 2. 鹿島作・若王子神社 3. 中村八幡神社 4. 伏木天祖 5. 大山寺 6. 関水作 7. 六甲御山 8. 六甲御山 9. 六甲御山 10. 六甲御山 11. 六甲御山 12. 六甲御山 13. 千石 14. 有馬 15. 神戸青少年公園 16. 鶴鳴湖 (登山基地) 17. 六甲御山 18. 六甲御山 19. 六甲御山 20. 六甲御山 21. 六甲御山 22. 六甲御山 23. 六甲御山 24. 六甲御山 (レクリエーション開発拠点) 1. 六甲御山 2. 六甲御山 3. 六甲御山 4. 六甲御山 5. 六甲御山 6. 六甲御山 7. 六甲御山 8. 六甲御山 9. 六甲御山 10. 六甲御山 11. 六甲御山 12. 六甲御山 13. 六甲御山 14. 六甲御山 15. 六甲御山 16. 六甲御山 17. 六甲御山 18. 六甲御山 19. 六甲御山 20. 六甲御山 21. 六甲御山 22. 六甲御山 23. 六甲御山 24. 六甲御山 ***** 主要登山路	
□	市街化区域
	自然用地
	農用地



計画

環境型景観 / 都市軸景観形成計画

7-1 河川軸景観形成計画

景観特性と課題

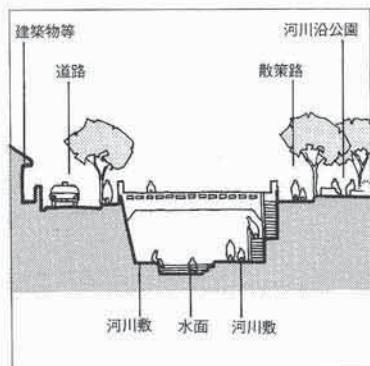
山と海にはさまれた神戸の既成市街地の多くの河川は、急こう配の南斜面を流れており、市街地の地形に変化を与え、道路軸とともに市街地の骨格を形成している。

しかし、これらの河川は、流量や流域面積が小さいうえ、河川改修によりほとんどがコンクリートの河床、河岸となっている。そのため、単なる通水路としての性格が強く、市民が親しめる河川空間はほとんどない。今後市民が身近に水に親しめる貴重なオープンスペースとして積極的な見直しを行うとともに、市街地の中に水と緑の軸として定着させ、市民生活に密着した生き生きとした空間とすることが求められている。

基本方針

(1) 河川環境の保全と育成

河川は、市街地における貴重な自然のオープンスペースとして、その特質をいかした保全と育成を図る。



河川軸景観の構成



都市軸としての河川 / 新生田川

(2) ゆとりと親しみのもてる河川空間の実現

市民が気軽に水に親しみ、自然とふれあうことができる空間として河川の積極的利用を図るとともに、河川と一体となったゆとりと親しみのある沿岸空間をつくりだす。

(3) 分かりやすい都市空間の構成

東西に細長い既成市街地の中を流れている河川は、南北の都市軸としてまとまりのある分かりやすい都市空間を構成するうえで極めて重要である。そのため、海と山を結ぶ水と緑の軸としての空間イメージを一層高める。

景観形成の対象と構成

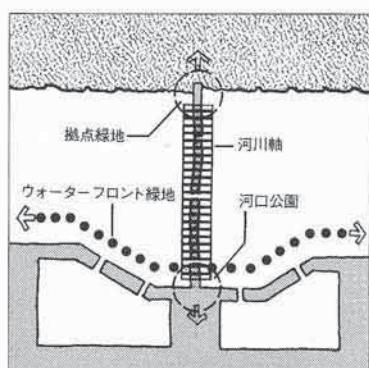
河川軸景観の対象としては、市域の河川のうち市街地と密接に結びついた河川軸を取りあげる。これらのうち河川等級、河川沿緑地の整備状況、海や山への眺望を考慮して、住吉川、石屋川、都賀川、新生田川、新湊川、妙法寺川、福田川の7河川と河川沿いの帯状ゾーンを「河川軸景観形成ゾーン」として設定する。^{※12}

また、山麓部と河口部においてそれぞれ拠点緑地・河口公園を設定する。(図II-3 参照)

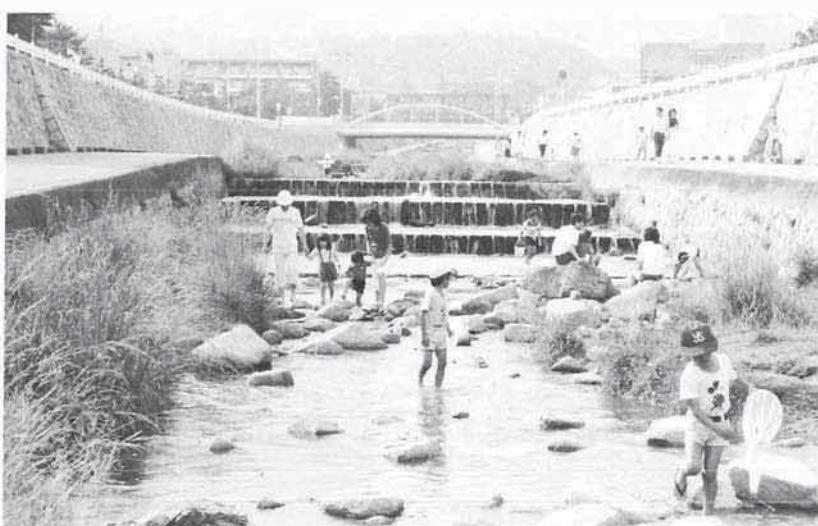
景観形成のための施策の方向

(1) オープンスペースの確保と緑化推進

河川沿いには、公園などのオープンスペースを確保し、市街地の緑のネットワークの一環として積極的な緑化推進を図る。特に山麓部、河口部の拠点緑地・河口公園の整備は、河川軸景観を形成するうえで重要である。

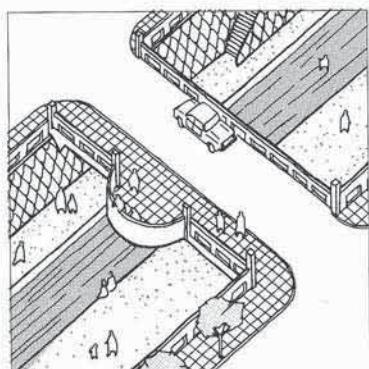


住吉川 / 清流の道



※13 景観形成道路——都市軸景観や市街地地区景観においては、道路沿いに展開する景観（街路景観）がその中心となるが、この計画では、地域の景観形成を図るうえで特に重要な道路を景観形成道路という。沿道空間を含めてこの道路の景観構成要素をまもり、そだてるることにより地域全体の景観形成を推進する。

※14 アルコープ——小さな入隅空間。この計画では、道路や橋梁などの歩道の一部にふくらみをもたせ人々がたまつたり、縁や彫刻などが置かれたりする空間をいう。



(2) 河川敷の整備

河川敷に水遊びの場や憩いの場を積極的に確保し、河川沿いに公園緑地と一体となった快適な余暇空間を整備する。

(3) 河川沿いの歩行者空間の整備

※13 河口公園から拠点緑地にいたる河川軸沿いに「景観形成道路」を設定し、歩行者専用の散策路としてストリートファニチュアの設置を合わせて行う。また、この歩行者専用の散策路から河川敷へ連絡する通路の整備も必要である。

(4) 沿岸建築物などの景観上の配慮

「河川軸景観形成ゾーン」を「景観形成指定建築物等届出地域」に指定し、河川軸の景観形成に大きく影響する沿岸の大規模建築物などについては、景観上の配慮を促す。

またこのうち、特に神戸らしい都市景観の形成上重要な区域について^{注11}は、「都市景観形成地域」の指定にもとづく規制・誘導により、河川軸にふさわしい景観形成を図る。

(5) 橋梁など工作物における配慮

橋梁や防災施設などについては、その河川軸景観に調和した適切な形態・色彩・材料を配慮する。特に橋梁については、散策や憩いの場、眺望点としての役割にも留意し、橋梁の中央にアルコープ^{※14}を設けたり、橋詰めの小広場などを整備する。

(6) 水質の保全・改善

ゴミの不法投棄、下水の流入を防止し、雑草を除去することなどにより、河川の水質などを保全・改善し、川魚や虫のせい息する自然環境の回復に努める。

注11 都市景観形成地域——「神戸市都市景観条例」に定められている市独自の地域指定の制度。神戸らしい景観を形づくりている地域などに市長が指定し、同時に都市景観の形成のために建築物等の規模、位置、意匠、土地の形質、木竹の態様などの基準（地域景観形成基準）を定める。この地域内で建築物等の新築、増築、改築などの現状変更行為を行うときは届出が必要となり、届け出られた内容については地域景観形成基準に基づき市長が指導、助言を行う。昭和57年3月現在、北野町山本通地区、税関線沿道地区の2地区が指定されている。



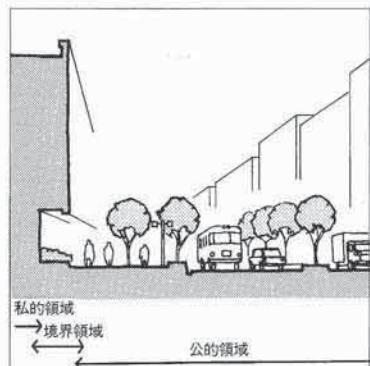
環境型景観 / 都市軸景観形成計画

計画

7-2 道路軸景観形成計画

景観特性と課題

※15 三層構造——「新・神戸市総合基本計画」では、既成市街地の土地利用の基本構成として、山手に住居地帯、臨海部に港湾・工業地帯、中間に住・商・工複合地帯の三層構造を設定している。



道路軸景観の構成

海と山にはさまれ東西に帯状に伸びる神戸の既成市街地は、土地利用上三層に区分されている。^{※15}道路軸としては、この三層構造を反映した東西軸（広域幹線道路、地区幹線道路）とそれらを相互に連結する南北軸（地区幹線道路）があり、両者の格子状のネットワークが既成市街地の構成を秩序づけている。一方、西北神地域においても、既成市街地と田園集落や新市街地を連絡する幹線道路は、地域の構成を秩序づけるうえで重要な役割を担っている。

こうした道路軸の景観形成を進めるためには、都市の骨格を形成する都市軸としての性格をより明確にするとともに、快適な歩行者空間を創出することが必要である。そのためには、沿道空間と一体となった連続感のあるまち並の形成を図るとともに、境界領域と歩道空間に着目した道路環境の整備が大切である。



都市軸としての道路 / 国道2号

基本方針

(1) 個性的な道路空間の創造

沿道地域の性格や道路自身の機能に応じて、都市軸としての景観形成の方向を明確に設定し、個性的な道路空間の創造をめざす。

(2) 親しみとゆとりのある道路環境の形成

沿道における地域住民の利便性や快適性の向上をめざすとともに、広く一般歩行者にとっても親しみとゆとりのある道路環境を形成する。

(3) 分かりやすい都市空間の構成

道路軸景観は河川軸景観とともに市街地全体の景観形成に大きな影響を与えるため、連続感や統一感のあるまち並を形成し、分かりやすい都市空間を構成する。

景観形成の対象と構成

道路軸景観の対象としては、市街地の骨格を形成する広域幹線道路と地区の中心となる地区幹線道路とがある。前者のうち山手、中央、浜手の三大幹線のほか、神戸三木線、神戸三田線などを、一方後者のうち山麓線、野崎線、高松線などの東西幹線と税関線(フラワーロード)、神戸駅前西線(緑と彫刻の道)、兵庫駅前線、ポートピア大通りなどの南北幹線を、「景観形成道路」として取りあげる。^{※16}

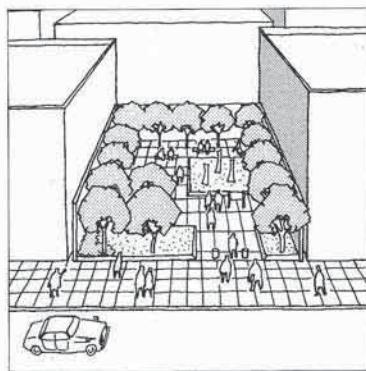
以上の道路軸のうち、神戸らしい都市景観を形づくっている区域や周辺と一体となって計画的整備が必要な区域を「道路軸景観形成ゾーン」として設定する。



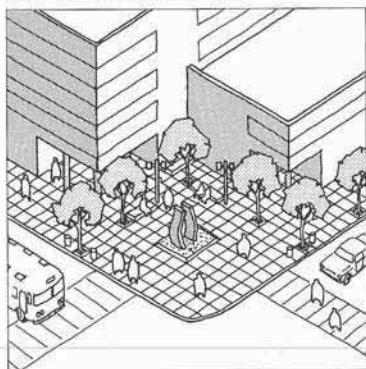
※16 税関線——新神戸駅から税関前までを結ぶ都心の幹線道路。「新・神戸市総合基本計画」では、北神、新神戸、三宮、ポートアイランドをつなぐ中央都市軸—国際文化軸としても重要な位置づけがされている。この道路の沿道地域は昭和56年6月都市景観形成地域（面積約36ha）に指定された。

税関線(フラワーロード) / 花と彫刻の道

※17 ポケットパーク——市街地の空地や建物前的小広場などを利用して設けられる小公園。一般の公園と比べて規模は小さいが、都心部などオープンスペースの少ない地域では、魅力的なくつろぎの空間となる。



※18 コーナースポット——ポケットパークのうち、特にまちかどに設置されるもので歩道と一緒に整備することにより歩行者にゆとりと憩いの空間を提供する。



※19 サイン——場所や行先の標示などを視覚的な記号として表わしたもの。こうしたサインは、街路景観に及ぼす影響が大きいため、ストリートファニチュアの一つとして、わかりやすく、しかも周辺と調和した意匠であることが必要である。

※20 モニュメント——一般には記念碑や記念像、記念塔などを指す。この計画では、その記念的な性格に限らず、神戸市あるいは地域の歴史や個性を表現し、その印象を伝えるシンボルとなるようなものを含む。

また、主要交差点は、単に交通の結節点であるだけでなく、道路軸景観の拠点として重要である。このほか、市外から市街地などへ来る際に、道路沿いにあって、まちへの到着感とともにまちの印象を明確にするうえで重要な地点をシティゲートとして設定する。(図II-4 参照)

景観形成のための施策の方向

(1) 沿道建築物などの景観上の配慮

「道路軸景観形成ゾーン」を「景観形成指定建築物等届出地域」に指定し、道路軸の景観形成に大きく影響する大規模建築物などについて景観上の配慮を促す。またこのうち、神戸らしい都市景観の形成上重要な区域については、「都市景観形成地域」の指定にもとづく規制・誘導により道路軸にふさわしい景観形成を図る。また道路軸のうち、条件が整う区域については沿道建築物の共同化事業、その他住民の自発的な景観形成の誘導など、まち並形成に有効な方策を積極的に推進する。

(2) 歩行者空間の整備

快適な歩行者空間を創出するため、街路緑化、歩道の拡幅、舗装の改良、ストリートファニチュアの設置などの整備を推進する。
※17 その際、ポケットパークやコーナースポットなどのオープンスペースの確保・整備に努める。
※18

(3) 道路植栽と道路照明の計画的整備

道路植栽や道路照明は道路軸としての連続感を演出するとともに、眺望型景観上も重要な要素であるため、道路の機能や性格に応じた特色ある植栽や照明を全市的に計画整備する。

(4) 道路空間の景観阻害要因の除去

屋外広告物の規制やアーケードなど道路占用物に関する指導の強化を図るとともに、道路標識や電柱架線などの整理統合または無電柱化を推進し、道路空間の景観阻害要因を除去する。

(5) シティゲートの整備

シティゲートとして位置づけされた地点では、コーナースポットなどオープンスペースを確保し、サイン、モニュメント、彫刻などを設置する。
※19
※20

図 1-3
河川軸景観形成計画

INDEX

- 都市河川
- 河川沿公園
- 河川軸景観形成ゾーン
- 観点緑地・河口公園

(河口公園)
1. 高瀬山公園
2. 住吉川河口
3. 一王山
4. 石鎚川河口
5. 道場公園
6. 鮎生田川河口
7. 動引山公園
9. 宝引山公園
11. 鮎場井
12. 鮎谷川
14. 美園

□ 市街化区域 —— 都、林、漁
■ 自然緑地 □ 市域界
■ 農用地

神戸市都市景観形成基本計画

S. 1:125,000 0 1 2 3 4 5 km

図 II-4
道路軸景観形成計画

INDEX

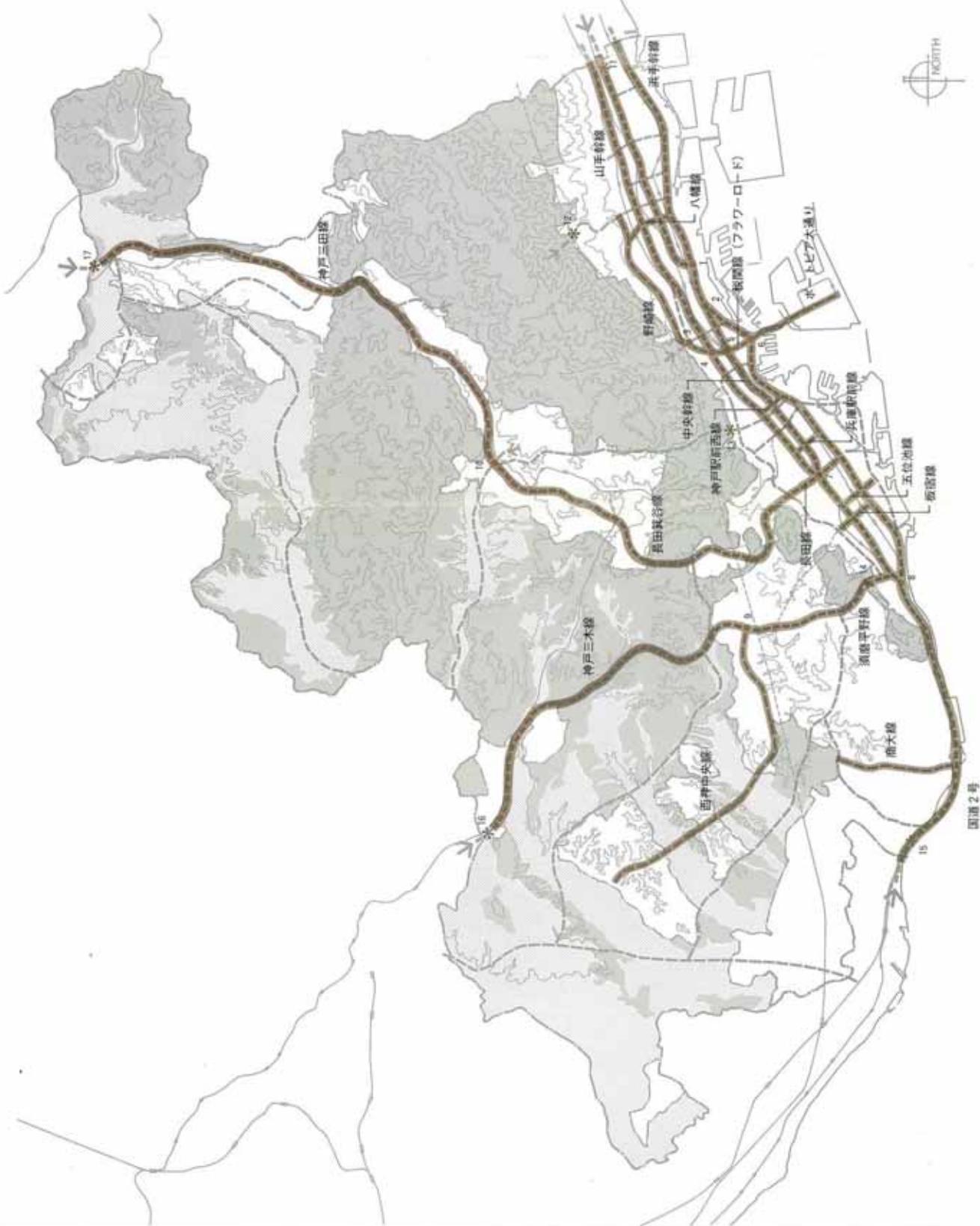
- 地区幹線道路
- 広域幹線道路
- 道路軸景観形成ゾーン
- 主要交差点
- シティゲート
- 水

(主要交差点)
 1. 神戸須磨
 2. 神戸三田
 3. 神戸西宮
 4. 神戸新開
 5. 神戸北
 6. 神戸三木
 7. 神戸天神
 8. 神戸須磨
 9. 白川
 10. 萩谷
 11. 神戸西宮
 12. 神戸中之二
 13. 神戸西宮
 14. 神戸西宮
 15. 神戸三木
 16. 神戸三木
 17. 神戸三田
 18. 神戸三田



S. 1:125,000 0 1 2 3 4 5 km

神戸市都市景観形成基本計画

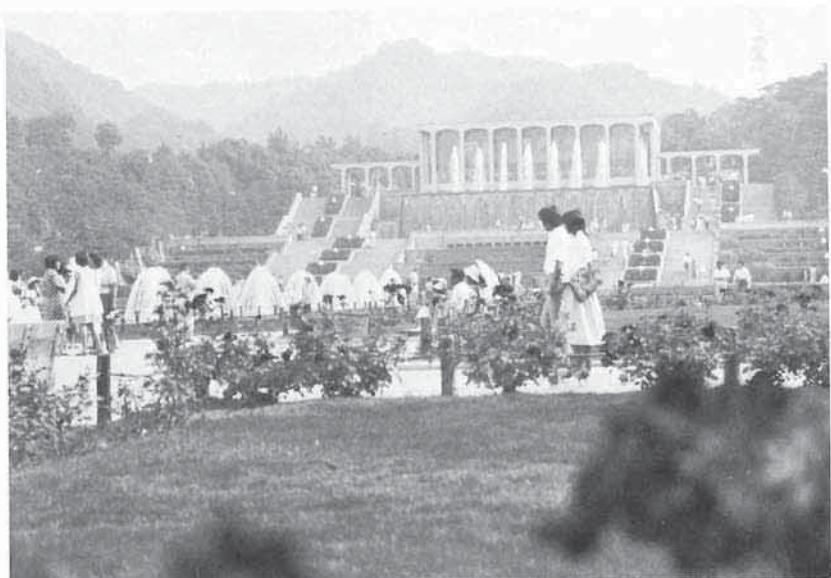


8-1 公園緑地景観形成計画

景観特性と課題

公園緑地をはじめとする大規模オープンスペースは、市街地の中に緑を取りこむすぐれた景観資源であり、周辺環境と一体となつた都市景観を形成している。既成市街地における東遊園地や須磨離宮公園などの都市公園は、従来から市民の身近なレクリエーション空間として親しまれていますとともに、その地域における景観形成の核となっている。また、西北神地域などの新しい市街地では、計画的公園緑地を中心とした地区整備が積極的に進められている。このほか大学キャンパスや社寺境内などが周辺と一体となって独自の緑地環境を形成している地域も少なくない。

公園緑地景観は、こうした市街地の大規模なオープンスペースを中心とした緑地環境を取りあげるものである。その景観形成を進めるに当たっては、公園緑地やその他のオープンスペースについて緑の核としての性格を一層強めるとともに、周辺地区との有機的なつながりに配慮する必要がある。



須磨離宮公園

こうした公園緑地景観の形成は、神戸市における市街地の3割
注12 緑化の推進や緑のオープンスペースを都市空間にバランスよく定着させるうえでも有効である。

基本方針

(1) 公園緑地などの大規模オープンスペースの保全と育成

公園緑地などの大規模オープンスペースは、その保全と育成を図るとともに、積極的な緑化推進に努め、周辺と一体となった豊かな緑地環境の形成をめざす。

(2) 親しみと魅力のある余暇空間の実現

市民が身近に親しめる都市公園などについては、地域の性格をいかした整備を進め、魅力のある快適な余暇空間を創出する。

(3) 個性ある都市空間の実現

分かりやすく個性ある都市空間を実現するために、公園緑地など大規模オープンスペースを緑のネットワークの中で拠点や骨格として位置づけ、市街地の中に生活と密着した豊かな緑地環境として定着させる。

景観形成の対象と構成

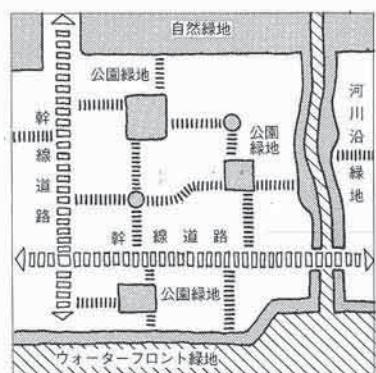
公園緑地景観の対象としては、主要公園緑地、大学キャンパス、文化環境保存区域などの市街化区域内の大規模なオープンスペースを核として周辺と一体となった緑豊かな環境を形成している地区を取りあげる。

このうち、特に景観形成上重要な区域を「公園緑地景観形成ゾ



王子公園とその周辺

※21 ウォーターフロント緑地——「新・神戸市総合基本計画」において、既成市街地の水際線沿いに設定されている緑地帯で、都市の景観を高めるとともに市民が海と直接親しんだり、憩うための場として位置づけられている。



市街地の緑のネットワーク

ーン」として設定する。このほかウォーターフロント緑地、河川沿緑地などを、市街地の緑のネットワークを推進するうえで骨格や拠点を形成するものとして位置づける。(図II-5 参照)

景観形成のための施策の方向

(1) オープンスペースの拡充整備と緑化推進

既存の公園緑地を保全するとともに、市街地に緑のオープンスペースを積極的に確保し、緑化を推進する。また、大学キャンパスや社寺境内など大規模オープンスペースは、公園緑地景観の核として位置づけ、整備を行う。その際、地区内の「景観形成道路」の整備や他の関連施策とともに市街地における緑のネットワークの形成を図ることが重要である。

(2) 建築物などの景観上の配慮

「公園緑地景観形成ゾーン」については、「景観形成指定建築物等届出地域」に指定し、大規模建築物などの景観上の配慮を促す。また、その敷地内の緑化を推進し、公園緑地と連続して一体となった景観形成を図る。

(3) 造園計画における配慮

公園緑地の整備に当たっては、地域の特色をいかした造園計画を行う。その際、各種の建築物や工作物、さらに案内板、街灯、ベンチ、彫刻などについても、周辺環境に調和するように形態・色彩・材料および配置を考慮する。

特に公園緑地に近接して、学校、ホール、美術館、博物館など公共公益施設がある場合は、相互に効用を高めるよう配慮する。

注12 市街地の3割緑化——「新・神戸市総合基本計画」の内容の柱として市街地の緑化目標を定めたもの。市街地面積に占める緑被率を30%にするために河川沿、幹線道路沿の緑化に特に重点を置き、グリーンのネットワーク構想を進めることを中心している。このほか、市域の7割を緑地として保全することも定められており、7割緑地3割緑化といいならわす。

計 画

8-2 住宅地景観形成計画

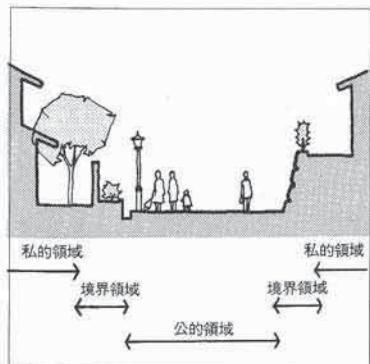
景観特性と課題

住宅地景観は市街地地区景観のもっとも基本となるものであるが、住宅型式や環境条件によりその性格も多様である。

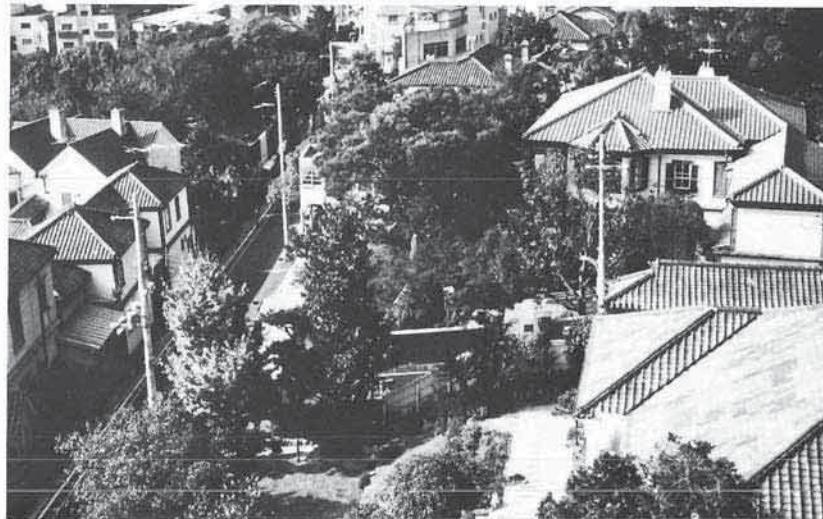
六甲山の南麓にひらけた既成市街地には、その地形的条件や独自の地区形成の歴史にはぐくまれた特色ある住宅地が多くみられる。一方、西北神の計画的市街地には自然に囲まれた新しい住宅地が展開している。しかしその反面、無秩序で一体感のない住宅地や逆に単調で無秩序な住宅地も少なくない。

住宅地は、市民生活とコミュニティ形成の基盤であるだけではなく、豊かな生活文化育成の場でもあり、その景観形成に当たっては、生活環境の安全性や快適性の確保に努めるとともに、地域の個性をいかしたやすらぎとゆとりのある生活空間の育成が必要である。

そのためには、塀や生垣、擁壁、建築物の外壁や屋根などの境界領域の景観構成要素が特に重要であり、それらをいかに秩序づけ、住宅地らしさを創出するかが課題となる。



住宅地景観の構成



北野・山本地区

基本方針

(1) 住宅地の個性の保全と育成

地形的特色や緑の豊かさ、落ち着きや美しさ、さらに独自の歴史的環境などそれぞれの地域がもつ個性ある環境条件をその景観形成に反映させていく。

(2) 安全で快適な生活環境の実現

すぐれた住宅地の景観形成の基盤として、日常生活空間の安全性を確保し、同時に快適な居住環境の保全・育成を進めることが必要である。こうした生活環境整備の総合化を図りつつ住宅地らしい空間形成をめざす。

(3) ヒューマンスケールを基本とした空間構成

地区内の道路構成から、建築物、門、塀などにいたるまで、ヒューマンスケールを基本としたきめ細かな空間秩序・領域構成を定着させ、やすらぎと親しみのある住宅地景観を形成する。

(4) 住宅地としての文化環境の形成

住宅地の多くは、その形成とともににはぐくまれてきた伝統的な生活文化や行事を保持しており、それが地区の景観にさまざまな形で表現されている。こうした伝統的な文化環境の保全に努めるとともに、現代的な生活様式・生活空間に対応した新たな文化環境を積極的に育成する。

景観形成の対象と構成

住宅地景観の対象としては、既成市街地の住居専用地域（一種、二種）、市街化区域内の風致地区、新開発市街地を中心に取りあげる。こうした住宅地としては、東灘区山手地域一帯から須磨区山手にかけての山麓部の市街地と垂水区本区一帯、計画的住宅地などのほか市街地内に残る歴史的なまち並みが対象となる。^{※22}

このうち、岡本地区、御影地区、篠原地区、北野・山本地区、須磨地区、ジェームス山地区および道場地区など神戸らしい住宅地として独特の景観を形づくっている区域および須磨ニュータウン、西神ニュータウン、北神ニュータウン、ポートアイランド・^{※23}コミュニティスクエアなどの主要な計画的住宅地を「住宅地景観形成ゾーン」として設定する。（図II-6参照）

※22 北野・山本地区——明治20年代に海岸沿いの居留地から外国人が移り住み、形成された山手の住宅地。緑の中に、いわゆる異人館が点在し、歴史的な風致と異国情緒あふれるまち並を今もとどめている。昭和54年10月都市景観形成地域（面積約32ha）に、同年12月伝統的建造物群保存地区（面積約9ha）に指定された。

※23 ポートアイランド・コミュニティスクエア——都心に直結した職住近接のまちとして海上都市ポートアイランド内に建設された住宅地。学校、病院、商業施設、公園などが計画的に整備されている。

景観形成のための施策の方向

(1) 建築物などの規制・誘導

「住宅地景観形成ゾーン」については、その個性豊かな景観資源を保全・育成し、地区イメージを継承していくために、「都市景観形成地域」に指定し、建築物などに対する規制誘導を行う。また、「都市景観形成地域」のうち、伝統的建造物の集中している地区について^{注13}は、「伝統的建造物群保存地区」に指定し、伝統的建造物をはじめとするすぐれた景観資源を積極的に保全する。

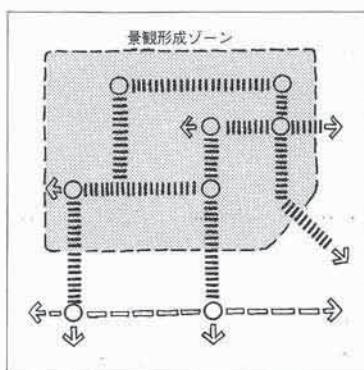
^{注14} そのほか建築協定、緑化協定などの活用により地区の実情に応じて、住民による自主的な景観形成の誘導を図る。^{注15}

(2) 景観形成道路の設定と地区構成の明確化

住宅地内の道路のうち、特にすぐれた景観を形成している道路や地区構成上重要な道路などを「景観形成道路」として設定し、沿道空間(境界領域)を含めた景観形成のための整備を積極的に行うとともに、こうした「景観形成道路」のネットワーク化を通じて明確な地区構成を実現する。

(3) 生活環境整備の推進

住宅地の生活環境整備を進めるに当たっては、地域の望ましい景観特性を高める方向で、各種整備の総合化・体系化を図る。特に公園や生活道路など公共空間の整備を積極的に進める。このうち生活道路は緑道など歩行者に重点をおいた整備を行う必要がある。



景観形成道路のネットワーク



計画的住宅地のまち並／名谷タウン
ハウス

(4) 文化施設の保全・育成と伝統行事の継承

住宅地における文化環境を形成するため、地域の個性を反映した文化施設を保全・育成するとともに、祭など伝統行事の継承にも努める。

注13 伝統的建造物群保存地区——昭和50年の「文化財保護法」の改正で新設された地区指定の制度。「都市計画法」における地域地区の一つであり、神戸市では、都市景観条例で定めている。伝統的建造物群及びこれと一体をなしてその価値を形成している歴史的環境を面的に保存するために、この地区内で建築物等の新築、増築、改築など現状変更行為を行うときは、一定の制限をうける。また伝統的建造物の修理、修景には、その経費の一部が助成される。昭和57年3月現在全国15市町村で18地区が指定されており、神戸市でも昭和53年12月北野町山本通地区（異人館群）が指定された。

注14 建築協定——「建築基準法」に定められている制度。住宅地としての環境又は商店街としての利便を高度に維持増進するために、土地や建築物の所有者等が一定の区域を定めて、建築物の敷地、構造、用途、形態、意匠又は建築設備に関する基準を定め結ぶ協定。土地や建築物の所有者等は全員同意により上記の建築物に関する基準、協定の有効期間、協定に違反した場合の措置を定めた建築協定書を作成し、特定行政庁（神戸市の場合は市長）の認可を得る必要がある。神戸市では昭和57年3月現在18地区で締結されている。

注15 緑化協定——「都市緑地保全法」に定められている制度。市街地の良好な環境を確保するために、土地や建築物の所有者等が、一団の土地又は道路、河川等に隣接する相当の区間にわたる区域において樹木の種類、植栽する場所、かきさくの構造等に関する基準を定め結ぶ協定。土地や建築物の所有者等の全員同意により上記の緑化に関する基準、協定の有効期間、協定に違反した場合の措置を定めた緑化協定書を作成し市長の認可を得る必要がある。神戸市では昭和57年3月現在5地区で締結されている。



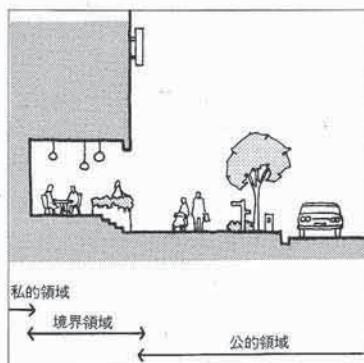
環境型景観 / 市街地地区景観形成計画

8-3 商業業務地景観形成計画

景観特性と課題

神戸市域では、「新・神戸市総合基本計画」の中で位置づけられている都心（三宮周辺）、東西副都心（六甲、大橋～板宿）、生活都心から身近な近隣商店街までさまざまな性格の商業業務地がある。いずれも多様な施設が立地し、人と物と情報とが集積する場であり、活気とにぎわいのある景観を形成している。特に都心地区では、開港以来外国との交流の窓口としての歴史をもった重厚な業務地や洗練された個性ある小売店舗が集まる商業地など国際色豊かなまち並がみられる。しかし、ペンシリビルの乱立や屋外広告物などのはんらんが空間構成の秩序を乱している例も少なくない。

商業業務地では、それぞれの都市活動に応じた多様性を維持しつつも、地区の特性をいかした統一感と一体感のある都市空間を形成する必要がある。したがって、その景観形成に当たっては、建築物のスカイラインなどまち並の連続感の育成とともに広告物など境界領域のさまざまな景観構成要素の適切なコントロールが課題となる。



商業業務地景観の構成



都心地区（三宮・元町周辺）

基本方針

(1) 個性とにぎわいのあるまち並の形成

都市活動の中心としてあるいは都市の核として、多様で活気ある都市空間を創造する。その際、地区の性格やその歴史的環境をいかした個性あるまち並の形成をめざす。

(2) 安全で快適な都市活動の場の実現

自動車交通と歩行者の通行との調和をめざした歩行者のための街路環境をつくりだし、安全で快適な都市活動の場を実現する。

(3) 分かりやすい都市空間の構成

商業業務地としての視覚イメージを高めるため、まち並の連続感や統一感を演出し、分かりやすい都市空間を構成する。

(4) 都市文化環境の形成

さまざまな機能が集中する都心地区は、現代における都市文化創造の場でもある。したがって都心地区の景観形成に当たっては、文化の醸成される場にふさわしい文化環境の形成をめざす。

景観形成の対象と構成

商業業務地景観の対象としては、商業地域、近隣商業地域を中心取りあげる。

これら商業業務地のうち、都心、東西副都心、衛星都心、生活都心およびポートアイランド・インターナショナルスクエアを「商業業務地景観形成ゾーン」として設定する。このうち、特に旧居留地を中心とする地区や県庁周辺地区については、歴史的環境をいかした地区構成が大切であり、その他の商業業務地においては、

※24 ポートアイランド・インターナショナルスクエア——新しい神戸の都市活動の拠点として、ポートアイランド内に建設される新しいまち。商業施設、業務施設、余暇施設、ホテル、会議場、広場、公園などで有機的に構成される。



※25 旧居留地——兵庫開港

(1868年)にともない、設置された外国人居留地の跡。当時のままの整然とした町割と大正から昭和初期にかけての近代建築物が残り、歴史的な環境をもった都心業務地として今なおその風格をとどめている。

元町通



計画的な開発整備を主体とする景観形成を図る区域として位置づける。

また、主要な交通拠点は、神戸あるいはそれぞれの地域を代表する玄関として商業業務地の景観形成上重要である（図II-7 参照）

景観形成のための施策の方向

(1) 建築物や屋外広告物などの規制・誘導

「商業業務地景観形成ゾーン」のうち、特に神戸らしい都市景観を形づくっている区域、あるいは計画的に整備していく必要がある区域については、「都市景観形成地域」に指定し、建築物などに関する適切な規制・誘導を行う。このうち、商業業務地として特に美観を維持することが必要な地区については、「美観地区」の指定を行う。^{注16}

そのほか、総合設計制度の適用や建築物の共同化事業など住民による自主的な景観形成を誘導することにより、地区の個性をいかしたまち並の形成を図る。^{注17}

また、屋外広告物などについても、地区の性格を考慮しながら、その位置や形態などを規制・誘導する。

(2) 景観形成道路の設定と地区構成の明確化

地区内の道路のうち、景観形成上あるいは地区構成上重要な道路を「景観形成道路」として設定し、沿道空間（境界領域）を含めて重点的な整備を行う。こうした「景観形成道路」を地区の骨格として位置づけることにより、分かりやすい都市空間を構成す

旧居留地の近代建築物



る。

(3) 主要な交通拠点の整備

主要な交通拠点における駅舎などの建築物は、その立地条件に応じて神戸らしさあるいは地域らしさを表現し、親しみやすいデザインを考慮する。

また、駅前広場についても歩行者のための快適な空間形成をめざし、特に「商業業務地景観形成ゾーン」の中の主要な交通拠点は歩行者空間のネットワークの拠点としても位置づける。

(4) 歩行者空間の整備

景観形成道路を中心に歩行者のための道路環境整備を行い、各種公共オープンスペースと相互の連携を図ることにより、歩行者空間のネットワークを形成する。その際、案内板、サイン、街路照明、ベンチなどのストリートファニチュアや彫刻の計画的な配置を行うとともに、オープンスペースや街路の積極的な緑化を推進する。

注16 美觀地区——「都市計画法」における地域地区のひとつとして、市街地の美觀を維持するために定められる地区指定の制度で、「建築基準法」の規定により、地方公共団体は条例で建築物の敷地、構造、建築設備に関する制限を行うことができる。昭和57年3月現在、京都市と沼津市で条例が定められているが、神戸市では「神戸市都市景観条例」の中でその位置づけがされている。

注17 総合設計制度——「建築基準法」に定められている制度。一定規模以上の敷地に建築される建築物で、一定規模以上の公開空地を確保するとともに、その建ぺい率、容積率、高さについて総合的な配慮がなされていることにより、市街地の環境の改善に資すると認められるものは、容積率や高さの制限が一部緩和される。神戸市では昭和57年3月現在1カ所適用されている。

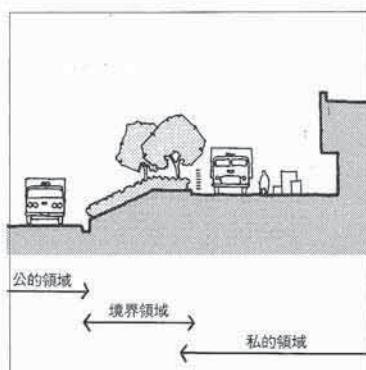


環境型景観 / 市街地地区景観形成計画

8-4 工業地景観形成計画

景観特性と課題

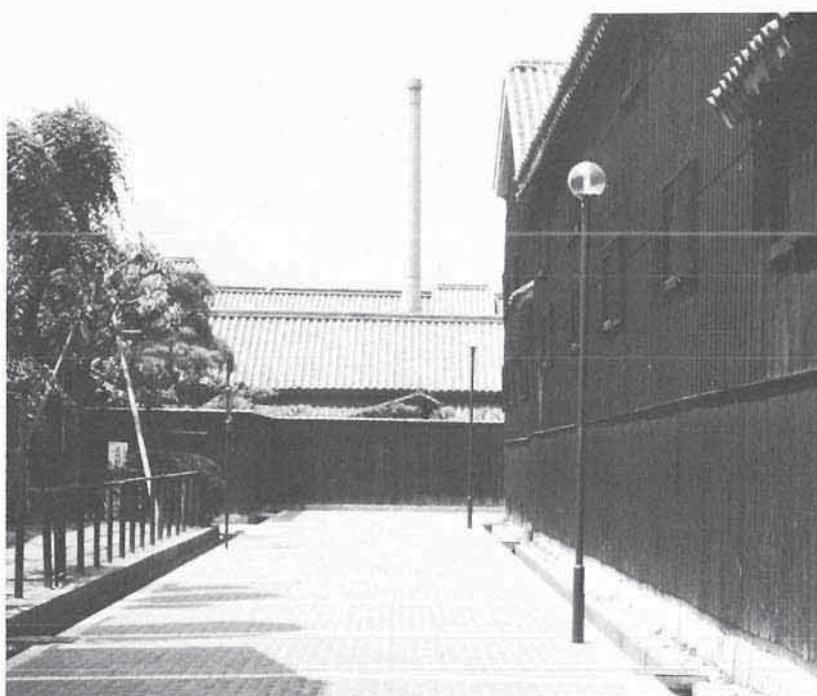
神戸市域の工業地は、大規模な工場群が帶状に立地する臨海部、伝統的な地場産業が立地する酒蔵地域、ゴムなど中小工場の分布する住工混在地区、豊かな緑に囲まれた工業団地など地域によってその様相が多様であり、景観形成もそれに応じて進める必要がある。



工業地景観の構成

従来の工業地の土地利用や工場施設については、生産活動の場としての機能が重視されがちであったが、今後職場環境としてのゆとりや快適性といった点に配慮するとともに、周辺環境と調和のとれた工業地の景観形成を進めることが大切である。

また、住工混在地区については、土地利用の再編整備と一体にとらえ、緑地の確保や環境改善を進める中で景観形成を図る必要がある。



魚崎郷 / 酒蔵の道

基本方針

(1) 神戸らしい活気ある工業地の育成

神戸市の工業の特徴や立地条件をいかした工業地として、望ましい景観形成を進め、活力と魅力のある工業地を育成する。

(2) 安全で快適な生産活動の場の実現

職場環境の安全性を確保し、緑に囲まれたうるおいのある快適な生産活動の場を実現する。

(3) 工場施設群と周辺環境の調和した空間構成

秩序ある工場施設群の形成を図るとともに、敷地内のオープンスペースなどの積極的緑化を進め、工場施設群と周辺環境の調和した空間構成をめざす。

景観形成の対象と構成

工業地景観の対象としては、工業専用地域、工業地域、地場産業の集中する地域および新開発地における計画的工業地を取りあげる。

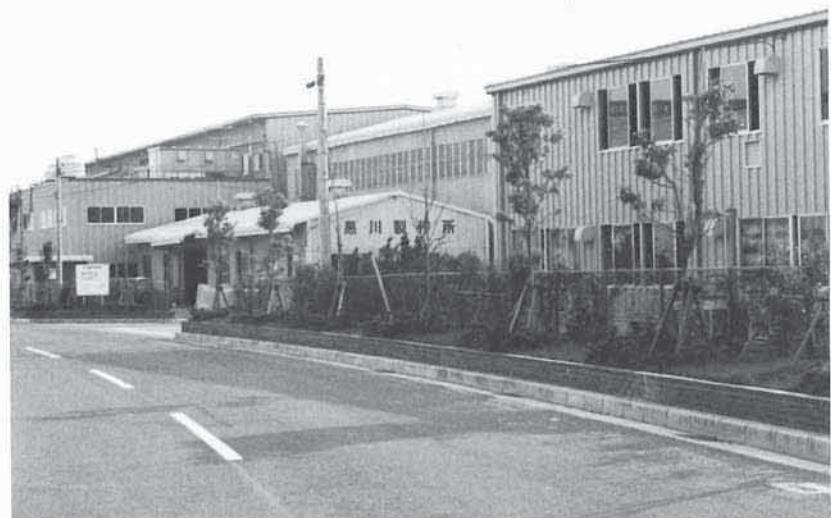
これらのうち、東部埋立地、西部埋立地、東川崎、兵庫運河周辺、灘酒蔵地区、^{※26}西神インダストリアルパーク、^{※27}六甲アイランドの産業基盤用地などを「工業地景観形成ゾーン」として設定する。特に灘酒蔵地区や兵庫運河周辺については、その歴史的環境をいかした景観形成が必要な地区として位置づけられる。

また、市街地の臨海部に位置する工業地は、眺望型景観の形成を図るうえでも重要な地域である。(図II-8 参照)

※26 瀬酒蔵地区——酒造りとして広く知られる瀬五郷のうち神戸市内に位置する魚崎郷、御影郷、西郷をいう。江戸時代からつづく神戸を代表する地場産業地区であり伝統的な木造酒蔵が今なお多く存在し、独特のまち並みを形成している。

※27 西神インダストリアルパーク——西神ニュータウン内に建設される。面積49ha 就業人口約15,000人の内陸型工業団地で非公害型、非用水型の産業立地や職住近接とともに緑豊かな工業地としての環境形成をめざしている。

工場緑化 / 西神インダストリアルパーク



景観形成のための施策の方向

(1) オープンスペースの確保と緑化推進

工業地区内に「景観形成道路」を設定し、公園緑地などを確保するとともに周辺住宅地との間に緩衝緑地を整備する。また、それぞれの工場敷地内においても、オープンスペースを確保し、接道空間を中心に緑化を促進する。

(2) 周辺環境と調和した空間構成

工場施設などの形態・色彩・材料および配置を配慮した景観形成を誘導し、周辺環境に調和した秩序ある空間構成を図る。

(3) 水際環境の整備

臨海部の工業地では、運河や水路などの環境整備を進めるとともに、工業地の中のオープンスペースをウォーターフロント緑地に結びつけることにより、快適な水際環境を整備する。

(4) 地場産業の育成とまち並の保全

神戸らしい工業地を育成するうえで、伝統的な地場産業は重要な位置を占めるため、その保全と育成を図る。

特に灘酒蔵地区では、その独特のまち並を保全するため「伝統的建造物群保存地区」の指定による酒蔵の保存を図るとともに周辺建築物などの規制・誘導を行う。

8-5 港湾地景観形成計画

景観特性と課題

国際港都として発展してきた神戸にとって、港湾地は外国との交流を通じた歴史的な蓄積も多く、神戸らしさを代表する景観の一つとしてその役割は大きく、かつ重要である。しかし、港の雰囲気や魅力に直接接する場は乏しく、今後市民生活にとけこんだ港づくりが求められている。

このような視点から、港湾業務機能や交通機能以外に、市民生活に憩いをもたらす場としての見直しも行われ、海や港と接する場の計画的整備など市民に親しまれる港づくりが進められつつあるが、今後とも市民にも、また訪問者にも、親しまれる国際港都神戸の玄関にふさわしい港湾地の景観形成を図る必要がある。

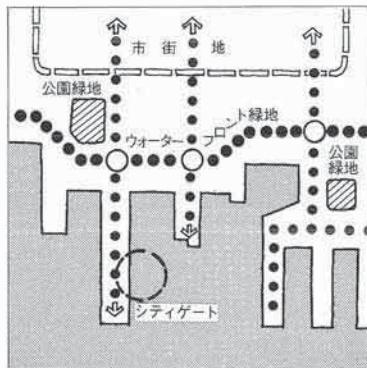
基本方針

(1) 神戸の玄関にふさわしい港の魅力の育成

神戸らしさを代表する港のイメージをより明確にうちたて、さらに活気ある港湾地の形成をめざす。



ポートアイランドと新港突堤



(2) 市民に親しまれる空間の形成

港湾機能の拡充整備と調和を図りながら、市民が気軽に港に接することができるくつろぎの場を積極的に生みだす。

(3) 統一感のある臨港地区の形成

港湾施設群のまとまりある構成を図り、市街地環境と調和した統一感のある臨港地区の形成を推進する。

景観形成の対象と構成

港湾地景観の対象としては、臨港地区が中心となるが、このうち特に中突堤から摩耶ふ頭にいたる区域、ポートアイランドおよび六甲アイランドの臨港地区、兵庫突堤、須磨港、長田港、東部内貿ふ頭、東神戸フェリーふ頭を「港湾地景観形成ゾーン」として設定する。また、港湾地は眺望型景観の形成を図るうえでも重要であり、橋や灯台などはランドマークとして、旅客船ターミナルは海の玄関（シティゲート）として位置づけられる。（図II-9参照）

景観形成のための施策の方向

(1) 建築物などの景観上の配慮

臨港地区の建築物などについては、現在実施されている「神戸港臨港地区カラー作戦」に加えて、その形態や位置に関しても統一感のある施設構成を図るため、自主的なコントロールを誘導する。特に「港湾地景観形成ゾーン」については、「景観形成指定建築物等届出地域」に指定し大規模建築物などについて景観上の配慮を促す。

(2) 海や港に接する場の計画的整備

市民が海や港に親しみ、憩う場を拡充するため臨港地区におけるメリケン波止場など既設ふ頭の再開発、ウォーターフロント緑地の整備を積極的に推進する。特に旅客船ターミナル周辺については海の玄関にふさわしい環境整備を行う。
※27

(3) オープンスペースの確保と緑化推進

臨港地区内にオープンスペースを確保し、積極的に緑化を推進する。また、市街地と港を結ぶ道路を「景観形成道路」として設定し、その整備と合わせてウォーターフロント緑地を市街地の公園緑地とネットワークする。

※28 メリケン波止場——外国人居留地に隣接して建設されたがその後拡張されたもので、そのため、近代における港神戸発祥の地といわれている。現在メリケン波止場から中突堤の間を埋め立てて公園とするメリケンパークが計画されている。

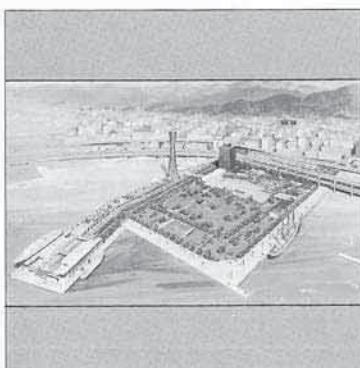


図 1-5
公園緑地景観形成計画

INDEX	主要都市公園	歴史地区・文教地区	文化環境保存区域	公園緑地景観形成ゾーン	ウォーターフロント緑地
*			*		
				
					—

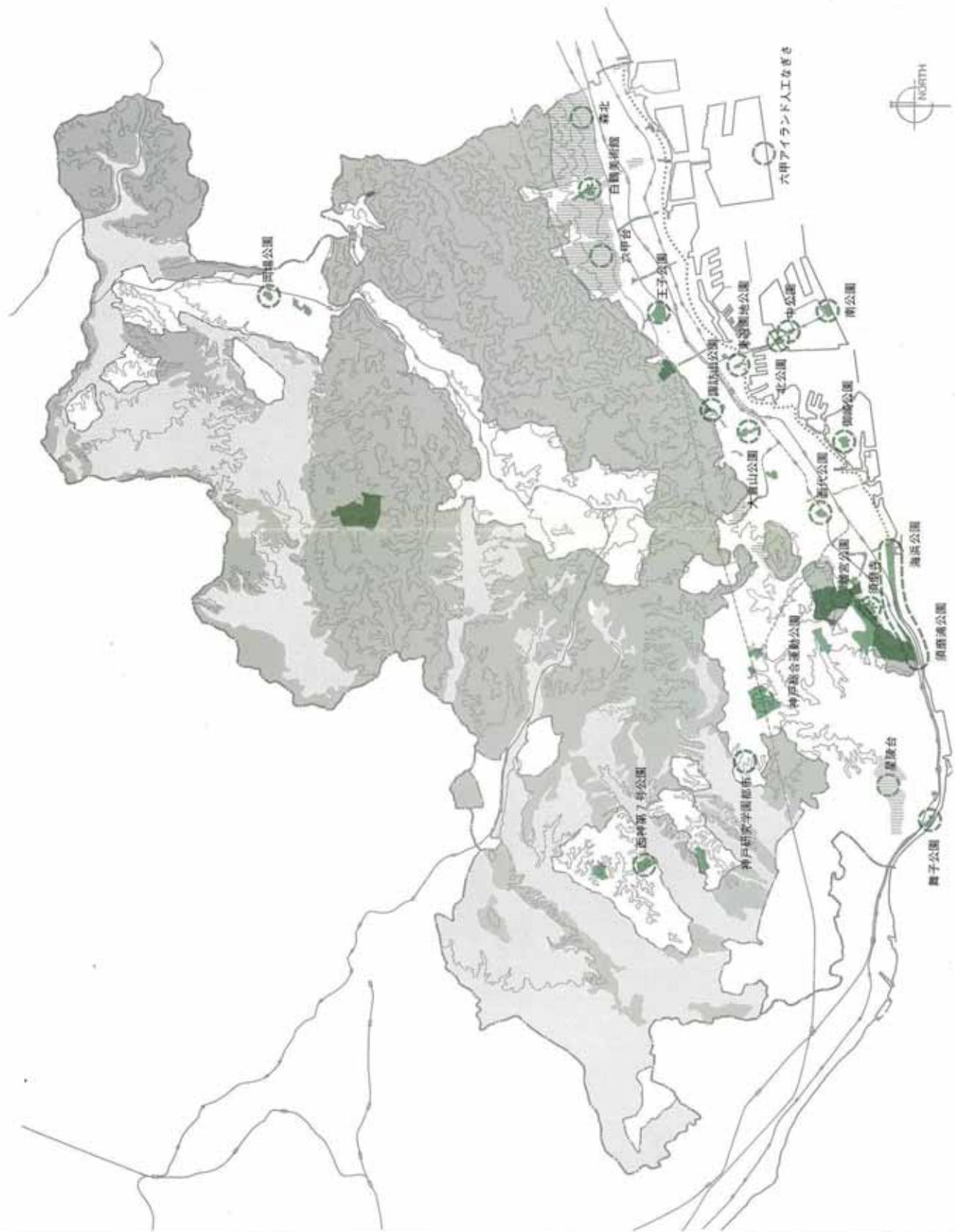


図 II-6
住宅地景観形成計画

INDEX

- 住居専用地域
- 風致地区
- 計画的住宅地
- 住宅地景観形成ゾーン

- 市街化区域
- 自然林地
- 街域界
- 未開拓地

神戸市都市景観形成基本計画

S. 1:125,000



0 1 2 3 4 5 km

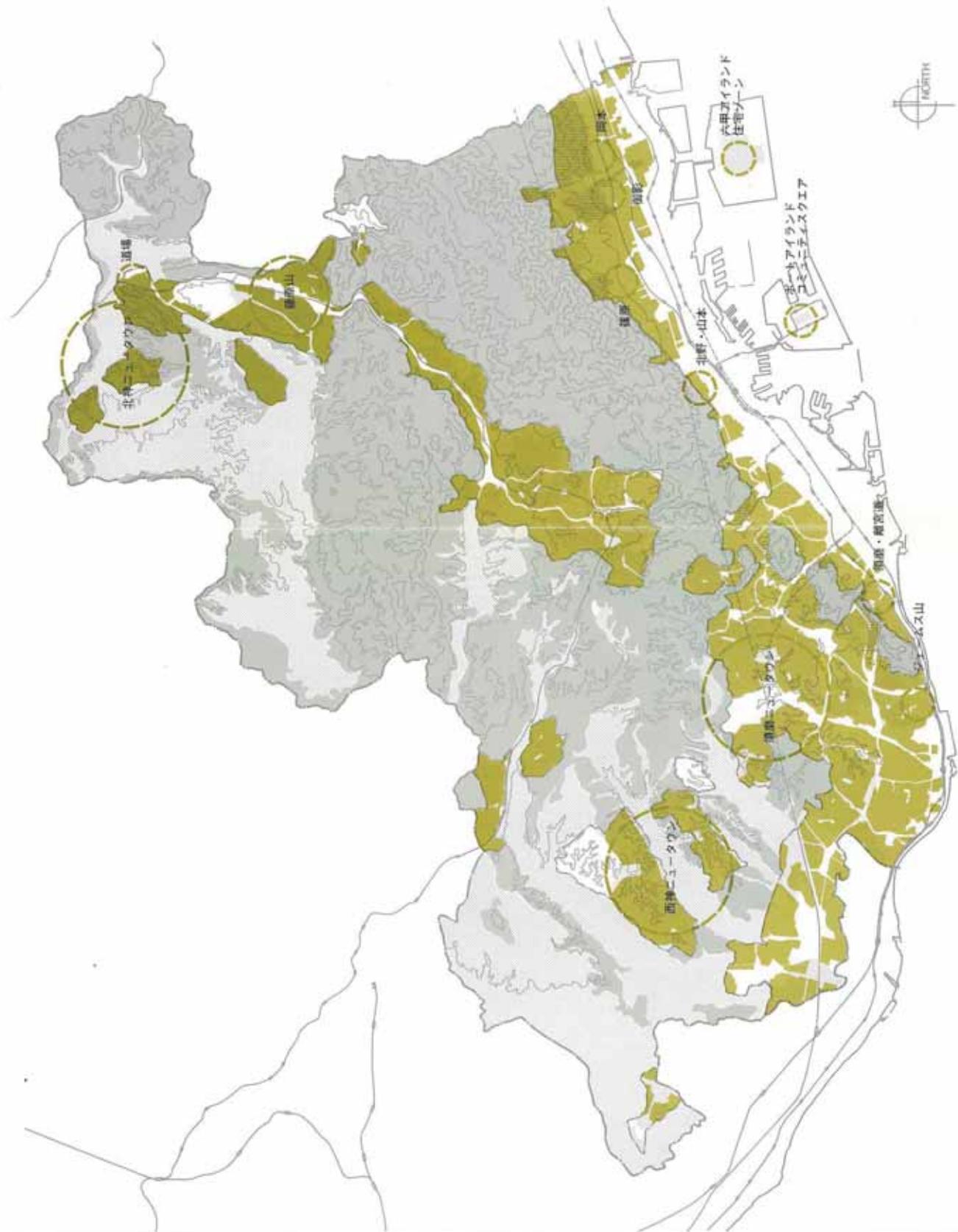


図 1-7
商業業務地景観形成計画

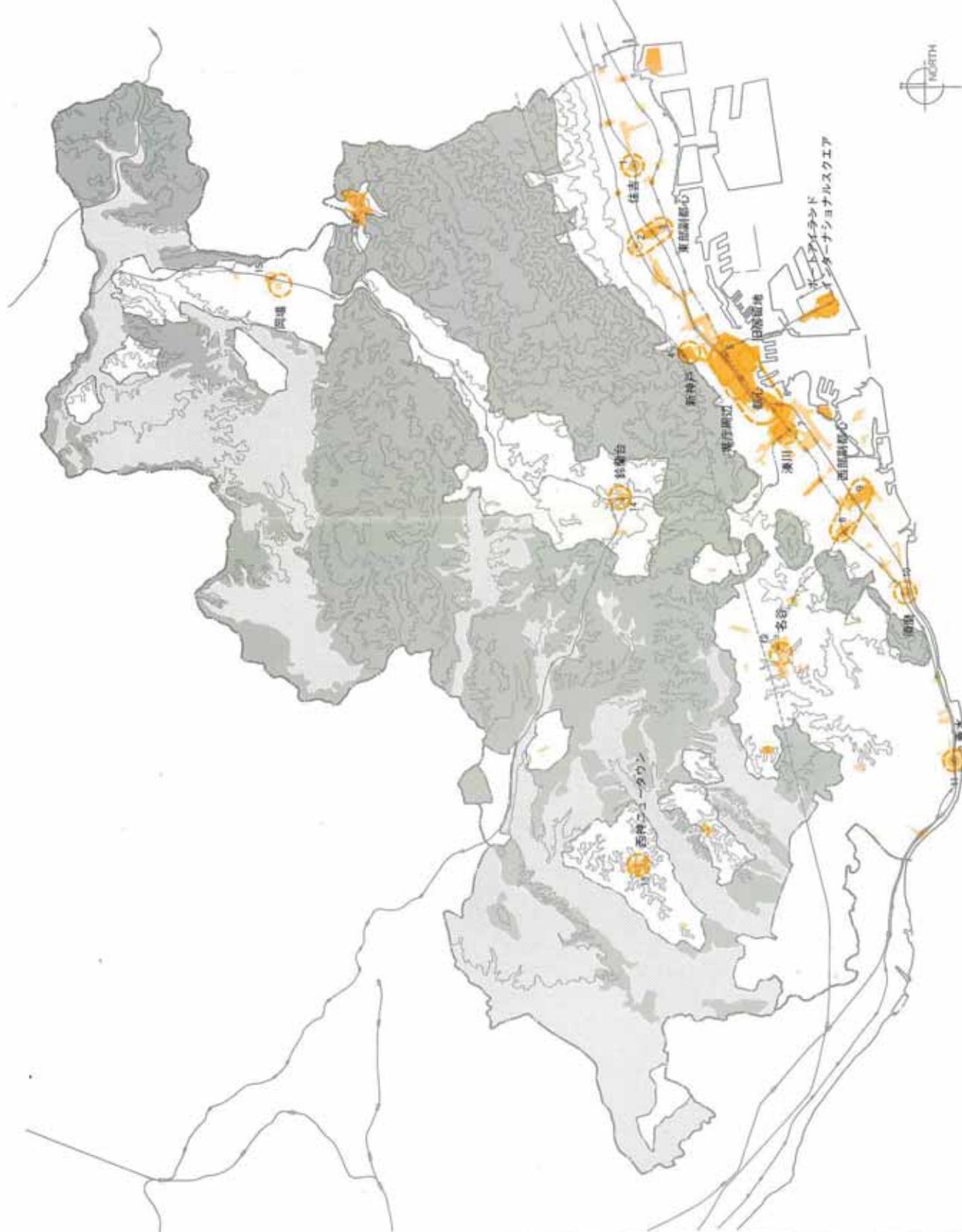
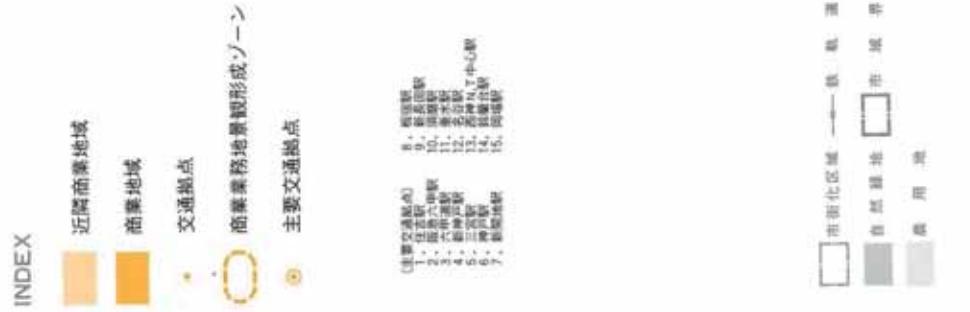
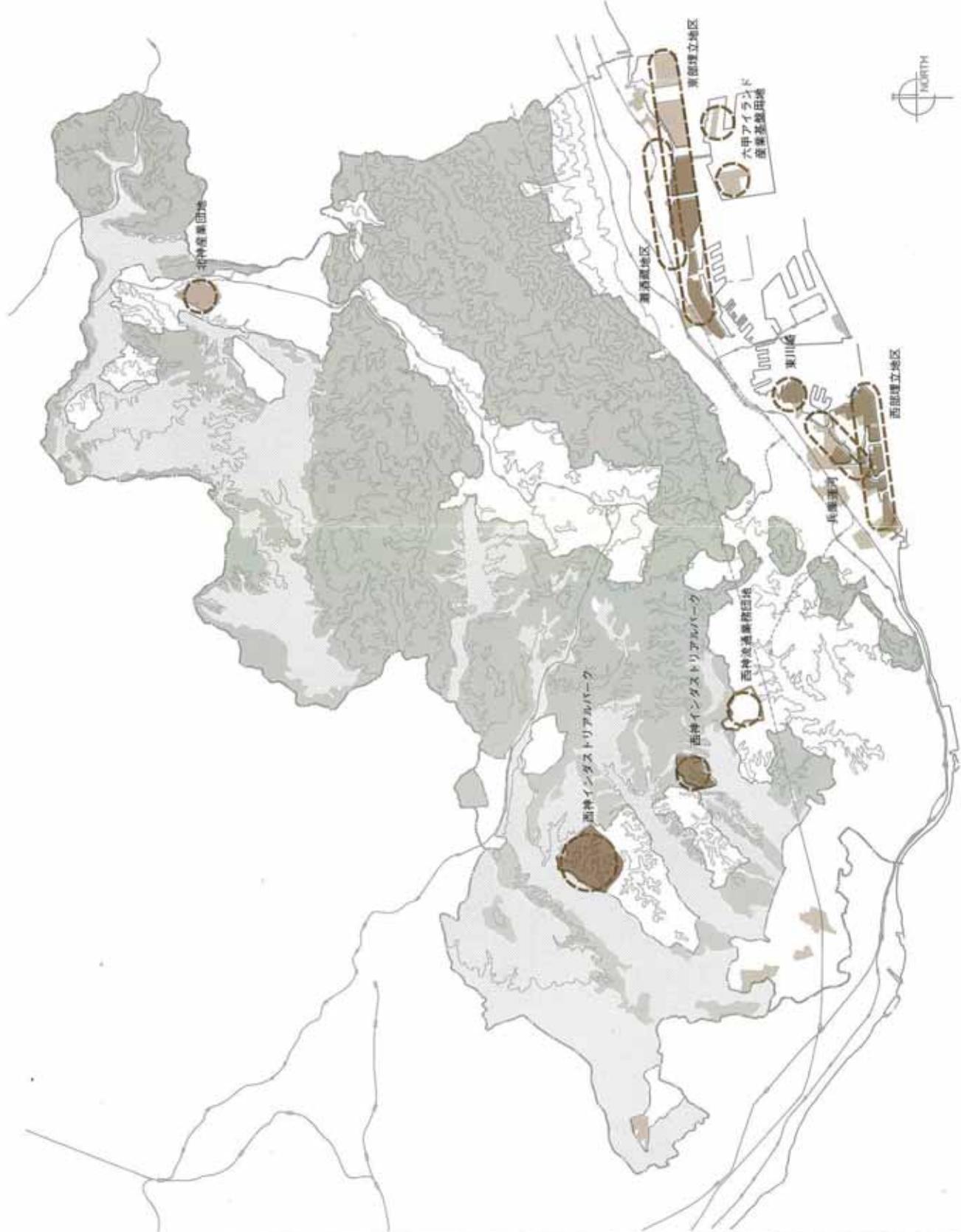


図 II-8
工業地景觀形成計画



神戸市都市景觀形成基本計画



S. 1:125,000

図1-9
港湾地景観形成計画

INDEX

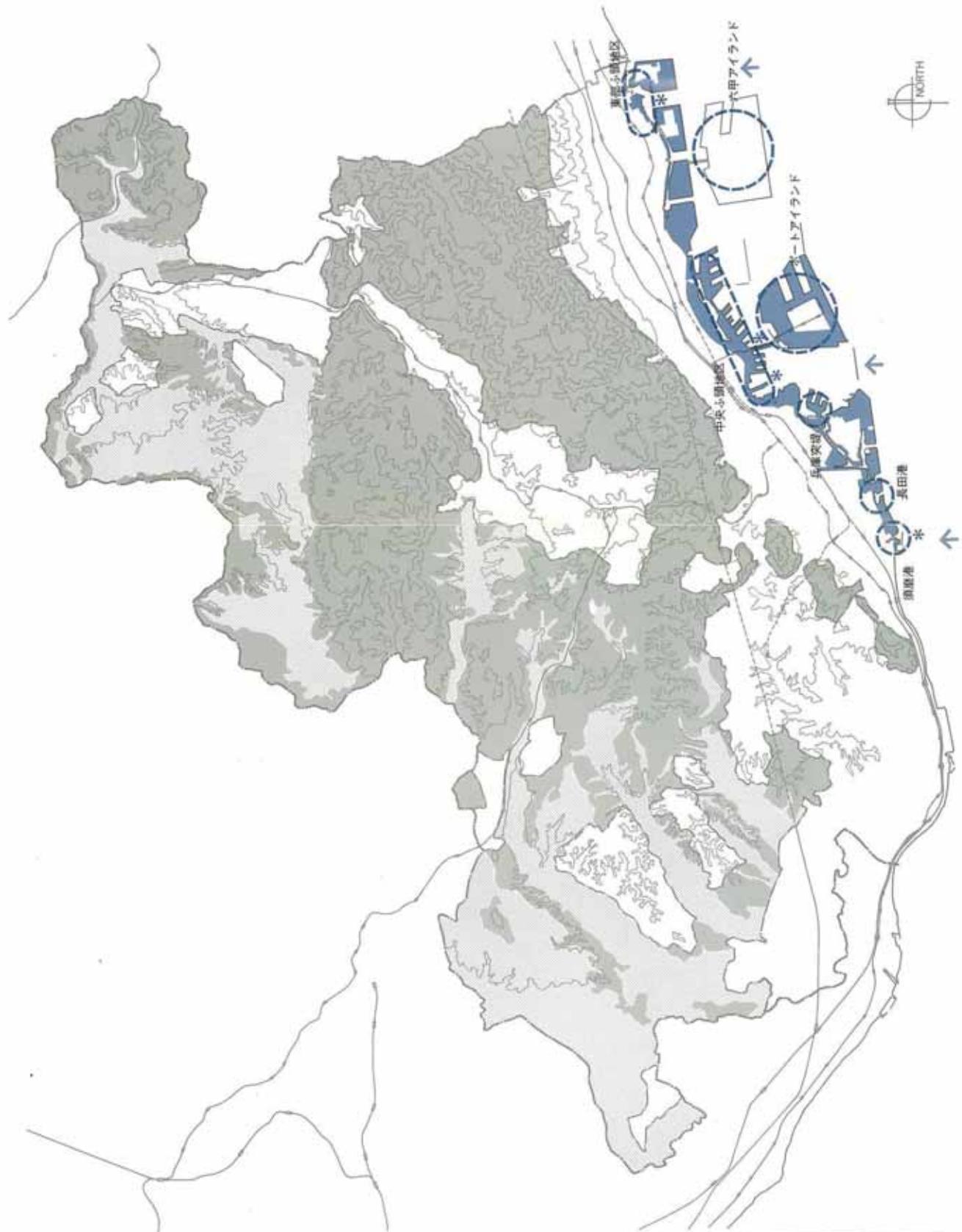
■ 駅港地区

○ 港湾地景観形成ゾーン

* シティゲート

□ 市街化区域 —— 鉄軌道
■ 自然林地 □ 市域界
▲ 用地地

神戸市都市景観形成基本計画



第Ⅲ部 都市景観形成基本計画の 運用と整備施策

⑨ 都市景観形成基本計画の運用

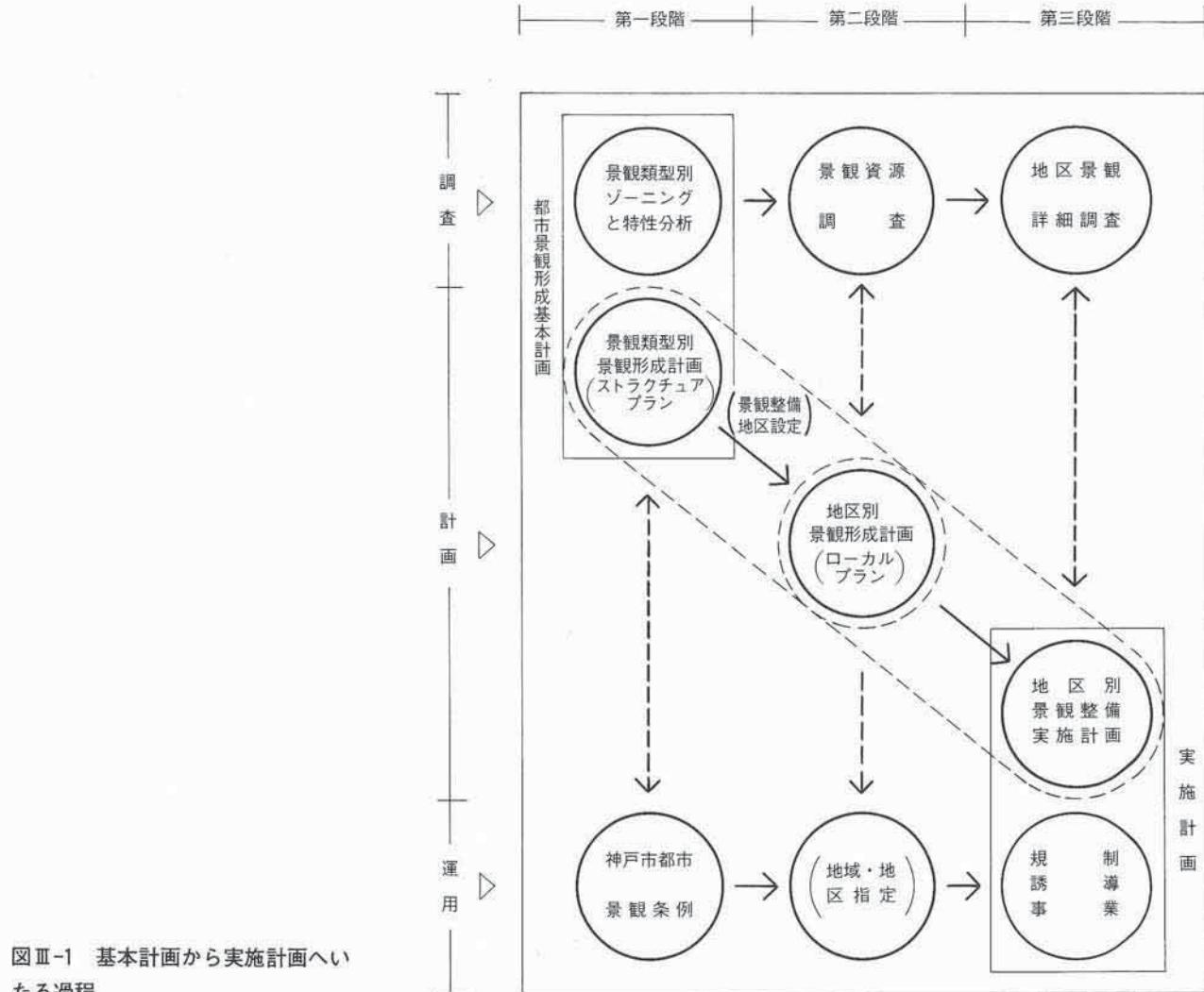
1 都市景観の形成のためのプログラム

この計画は、神戸らしい都市景観の形成に当たっての将来のあるべき姿や空間イメージを明らかにしたガイドプランとして位置づけられるが、個々の地域における実施計画へつながる計画立案・策定の過程は大略次のとおりとなる。(図III-1 参照)

まず、第一段階に当たるこの計画では、神戸らしい都市景観の形成のための基本的考え方と基本方向を明らかにするとともに、景観類型別の景観形成計画（ストラクチュアプラン）により各地域の全市的位置づけを行い景観形成ゾーンを抽出している。続いて、景観形成ゾーンのうち特に重要な地区を「景観整備地区」として設定し、第二段階以降の計画策定を行う。

第二段階の地区別景観形成計画（ローカルプラン）は、「景観整備地区」のうち緊急度の高い地区で条件の整ったところから順次策定されるものである。このための基礎調査として景観資源調査を実施し、それぞれの地域の景観特性と課題を抽出する必要がある。地区別景観形成計画（ローカルプラン）の内容と構成については後述するが、これに従って都市景観条例にもとづく地域・地区指定が検討される。その指定に当たっては、地域住民の参加と景観形成のための合意形成が特に重要な要件となる。

第三段階においては、地区別景観形成計画（ローカルプラン）の内容をもとにして実施計画を作成する。実施計画には、地域・地区指定にかかる景観形成のための基準、整備事業の具体的な内容およびその段階計画などが盛られる。実施計画の策定に当たっては、先の景観資源調査の内容を補完し、基準や整備事業適用の可能性を検討するため地区景観詳細調査を実施する。



図III-1 基本計画から実施計画へ
たる過程

2 景観整備地区と景観整備拠点の設定

景観類型別の「景観形成ゾーン」のうち、神戸らしい都市景観の形成を進めるうえで全市的に特に重要な地区を「景観整備地区」として設定する。その選定に当たっては、次のような特色を有している地区を中心に取りあげる。

- (1) 神戸発展の歴史上や都市形成上特色のある地区
- (2) 神戸の地形上あるいは自然条件上特色のある地区
- (3) 都市機能上あるいは都市構成上重要な地区
- (4) 都市空間としての公共性が高く、市民によく知られ親しまれている地区

さらに、これら「景観整備地区」は、「都市景観の形成に取り組む基本姿勢」の中で取りあげた(1)まもる(保全)型、(2)そだてる(育成)型、(3)つくる(創造)型という三つの視点を踏まえて、次のよ

うな景観形成タイプ別にそれぞれ位置づけることができる。

(1) 自然環境保全系

自然緑地景観、臨海海浜景観および公園緑地景観における「景観整備地区」のうち、自然緑地や自然海浜など自然環境の維持保全を目的とするもの

(2) 歴史文化環境保全系

市街地地区景観における「景観整備地区」のうち、地区固有の歴史環境や文化遺産などの維持保全を目的とするもの

(3) 市街地環境整備系

都市軸景観や市街地地区景観などにおいて、市街地の環境整備の一環として景観形成を図るもので、次の二つの型に区分される。

①市街地環境育成系

市街地の景観形成の基本的枠組となる都市軸景観や市街地地区景観における「景観整備地区」のうち、地区のそれぞれがもつ機能特性や環境特性をいかしつつ神戸らしい都市景観を育成するもの

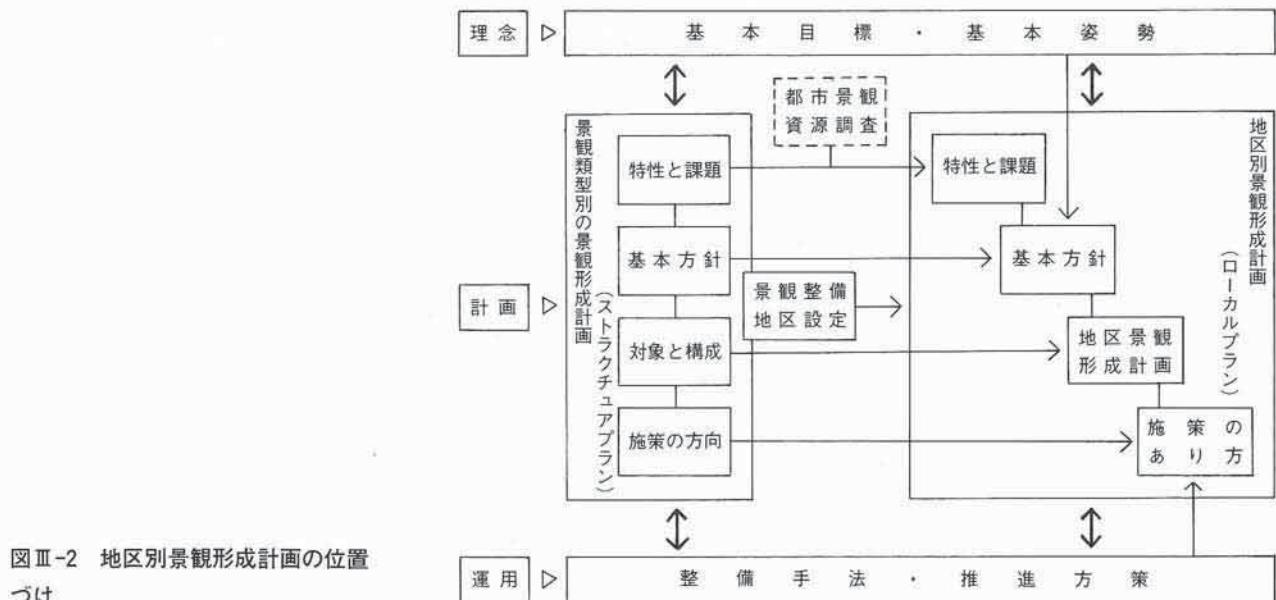
②市街地環境開発系

市街地地区景観における「景観整備地区」のうち、市街地の住宅地開発や埋立地など神戸らしい新たな都市景観の創造をめざすもの

以上の「景観整備地区」のように一定の広がりをもつ地区のほか、眺望型景観における主要ランドマークや主要眺望点、自然地域景観における「文化環境保存区域」や主要な登山基地、レクリエーション開発拠点、都市軸景観における拠点緑地・河口公園や主要交差点、シティゲート、市街地地区景観における主要公園や主要な交通拠点など都市景観の形成上重要な拠点を「景観整備拠点」として設定する。この「景観整備拠点」や「景観整備地区」内の「景観形成道路」については、特に公共施設などによる重点的整備が必要となる。

3 地区别景観形成計画(ローカルプラン)の内容と構成

地区別景観形成計画（ローカルプラン）は、都市景観形成基本計画における景観類型別の景観形成計画（ストラクチュアプラン）



の内容をもとにして「景観整備地区」に設定された具体的な地区について景観形成を図るための基本方向を明らかにするとともに、都市景観条例にもとづく地域・地区指定をはじめ施策実施上の基本的な考え方をとりまとめるものである。その内容は、それぞれの地区固有の条件や課題に対応して多様なものになるが、①地区的景観特性と課題、②景観形成の基本方針、③地区景観形成計画、④景観形成のための施策のあり方、が中心となる。その構成の一例を示せば次のとおりである。

① 地区の景観特性と課題	1) 地区の概要と歴史 2) 地区景観の特性 3) 景観資源・景観構成要素 4) 景観形成上の課題
② 景観形成の基本方針	1) 地区景観の将来目標 2) 景観形成の基本的考え方
③ 地区景観形成計画	1) 土地利用構成パターン 2) 交通計画パターン 3) 景観形成パターン
④ 景観形成のための施策のあり方	1) 地域・地区的設定 2) 地域景観形成基準の考え方 3) 整備事業の考え方

10 整備手法と推進方策

1 景観形成のための整備手法

この計画にもとづいて神戸らしい都市景観を実現していくためには、適切な整備手法の適用が必要である。一般にこうした行政施策としては、規制的手法・誘導的手法・事業的手法の三つが考えられるが、先に設定した自然環境保全系、歴史文化環境保全系、市街地環境整備系の三つの景観形成タイプ別に既存の整備手法をあげると表Ⅲ-2のとおりである。

規制的手法は、景観の保全や環境の悪化防止という点に主眼があるので、特に市民の自発的な取り組みを促すことが目的となっている。事業的手法は、公園緑地や街路などの公共空間を中心とした環境整備事業を通じて景観形成を図るものである。

ところで、都市の個性をいかした魅力ある景観形成を進めるためには、「神戸市都市景観条例」にもとづく地域・地区指定の活用を基本とするが、その具体的適用に当たっては、地域の性格に応じてその他の整備手法との有機的連携と総合的運用を図ることが必要である。しかし、これら現行制度の枠内での整備手法だけでは十分とは言えず、既存制度の拡充強化とともに新たな制度の創設を検討する。

表Ⅲ-1 神戸市都市景観条例にもとづく地域・地区

地域・地区	指 定 の 対 象	規 制 の 方 法
都市景観形成地域	神戸らしい都市景観を形づくっている地域など	地域景観形成基準に基づく助言・指導
美 観 地 区	都市景観形成地域内において、特に市街地の美観を維持することが必要な地区	市条例に基づく建築確認 市長の意見
伝統的建造物群 保 存 地 区	都市景観形成地域内で伝統的な建造物が集中している地区	保存計画に基づく市長及び教育委員会の許可
景 観 形 成 指 定 建 筑 物 等 届 出 地 域	都市景観形成地域外で将来景観上重要な位置を占める地域など	景観形成指定建築物等の指定と助言・指導

表III-2 景観形成タイプ別整備手法

	自然環境保全系	歴史文化環境保全系	市街地環境整備系
規制的手法	<ul style="list-style-type: none"> ・自然公園法による自然公園 ・森林法による保安林 ・近畿圏の保全区域の整備に関する法律による近郊緑地保全区域及び特別保全地区 ・都市緑地保全法による緑地保全地区 ・生産緑地法による生産緑地地区 ・都市計画法による市街化調整区域及び風致地区 ・農業振興地域の整備に関する法律による農業振興地域 ・自然環境保全法による原生環境保全地域、自然環境保全地域及び県自然環境保全地域 ・海岸法による海岸保全区域 ・都市景観条例による都市景観形成地域及び景観形成建築物等届出地域 	<ul style="list-style-type: none"> ・都市計画法による風致地区、美觀地区、地区計画 ・文化財保護法による伝統的建築物群保存地区 ・都市景観条例による都市景観形成地域及び景観形成指定建築物等届出地域 ・神戸市民の環境をまもる条例による文化環境保全区域 ・屋外広告物条例による屋外広告物禁止地域 	<ul style="list-style-type: none"> ・都市計画法による用途地域、特別用途地区、高度地区、高度利用地区、特定街区、美觀地区、地区計画、沿道整備計画 ・港湾法による臨港地区 ・都市景観条例による都市景観形成地域及び景観形成指定建築物等届出地域 ・屋外広告物条例による屋外広告物禁止地域 ・河川法による河川保全区域
誘導的手法	<ul style="list-style-type: none"> ・農業振興地域の整備に関する法律による農業振興地域整備計画のための措置 ・租税特別措置法による土地の譲渡に係る所得税の軽減 ・地方税法による固定資産税等の軽減 	<ul style="list-style-type: none"> ・建築基準法による建築協定 ・都市緑地保全法による緑化協定 ・都市景観条例による保存助成、景観助成、景観形成市民団体の結成及び融資 ・市民公園条例による市民公園、緑と花の市民協定及び市民の木等 ・地区計画及びまちづくり協定等に関する条例によるまちづくり協定 ・租税特別措置法による土地の譲渡に係る所得税等の軽減 ・地方税法による固定資産税等の軽減 ・建築文化賞等表彰制度 ・文化環境保存区域にかかる管理助成 ・伝統的建造物群保存地区における建築基準法の緩和措置 	<ul style="list-style-type: none"> ・建築基準法による建築協定 ・都市緑地保全法による緑化協定 ・都市景観条例による保存助成、景観助成、景観形成市民団体の結成及び融資 ・市民公園条例による市民公園、緑と花の市民協定及び市民の木等 ・地区計画及びまちづくり協定等に関する条例によるまちづくり協定 ・租税特別措置法による土地の譲渡に係る所得税等の軽減 ・地方税法による固定資産税等の軽減 ・建築文化賞等表彰制度 ・建築物共同化計画助成要綱による建築物共同化計画助成 ・街づくり助成要綱による街づくり助成 ・建築基準法による総合設計制度 ・住宅金融公庫の都市再開発事業、住宅・都市整備公団の一般市街地制度などによる融資
事業的手法	<ul style="list-style-type: none"> ・自然公園法による公園事業 ・森林法による保安施設事業 ・都市緑地保全法による緑地保全地区内の土地の買入れ ・生産緑地法による生産緑地の買取り ・自然環境保全法による原生環境保全地域及び自然環境保全地域に関する保全計画に基づく保全事業 ・海岸法による環境整備事業 	<ul style="list-style-type: none"> ・都市公園法、道路法、下水道法、河川法等による都市施設の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・都市公園法、道路法、下水道法、河川法等による都市施設の整備 ・都市再開発法、土地区画整理法、新住宅市街地開発法等による市街地開発事業 ・港湾法による環境整備事業 ・グリーンコウベ作戦 ・神戸クリーン作戦 ・神戸港臨港地区カラー作戦

2 公共空間の環境整備と景観形成の推進方策

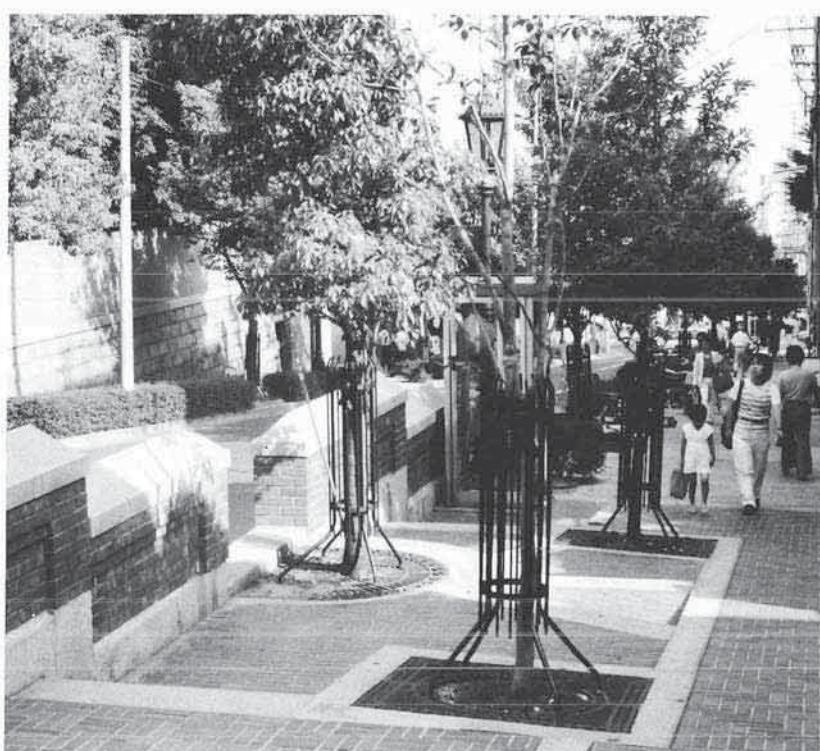
公共施設整備を中心とした公共空間の環境整備事業は、都市景観の形成に直接大きな影響を与えるとともに、その先導的役割が期待される。特に土地区画整理事業や市街地再開発事業などの都市計画事業は、こうした公共施設の計画的かつ総合的な整備を行うことのできる数少ない機会であり、事業実施に当たっては都市景観を十分配慮した内容とすることが大切である。

以下、公共施設等の整備によって景観形成の推進を図るうえでの一般的留意事項をあげるが、具体的実施に当たってはそれぞれの地域の環境特性に対する配慮が必要である。

① 街 路

都市景観の形成上特に重要な道路については、歩行者のための安全で快適な公共空間とするため、道路機能や周辺地区の性格に応じて、モールなどの整備を推進する。そのため、①歩道の拡幅と舗装の整備、②自動車交通の規制、③歩行者専用道路・専用地区の設定、④植栽整備と緑化推進、⑤ストリートファニチュアの設置、⑥コーナースポット、アルコーブの整備、などの適切な方策を講ずる。

※29 モール——本来は樹陰のある散歩道をいうが、特に、自動車交通を規制し、植樹やストリートファニチュアの設置などを行い、人々が車から開放されて安心して歩ける道路空間をいう。



北野坂

② 広場・ポケットパーク

都市空間のなかにゆとりとうるおいを与えるため、広場やポケットパークの整備を推進する。その際、周辺環境との調和に配慮する。

③ 公共建築物

公共建築物は神戸らしい都市景観の形成に先導的役割を果たすことが期待され、機能、立地条件などに応じて、都市景観を配慮した適切な敷地利用、規模、意匠についての検討が必要である。その際、公共建築物として市民にとって身近で親しみのもてる施設にするとともに、地域特性をいかした環境形成の拠点として位置づける。

そのため、公共建築物の整備に当たっては、①市民に開放された広場や緑地の確保、②市民に親しまれる地域の性格を考慮した意匠、③重要な歴史的建築物の活用、などの方策を検討する。

④ 高速道路・高架鉄道

高速道路や高架鉄道は、都市景観に及ぼす影響が大きいため、その建設に当たっては位置や形態・色彩・材料などについて慎重に配慮するとともに、緑化の推進などによる修景整備とその維持・管理を適切に行う。



⑤ 橋梁・歩道橋

橋梁は、河川軸景観の重要な景観構成要素であるため、その建設に当たって形態・色彩・材料などについて、地域環境に調和した意匠とともに、橋梁の中央にアルコープを設けるなどゆとりのある眺望点の確保も積極的に推進する。また、地域のシンボルとなっている歴史的な橋梁については、その保全を図る。

歩道橋についても、設置が必要な場合には、周辺の景観と調和した形態・色彩・材料などを考慮するとともに、スロープやアルコープを取りいれるなど親しみやすいものをめざす。

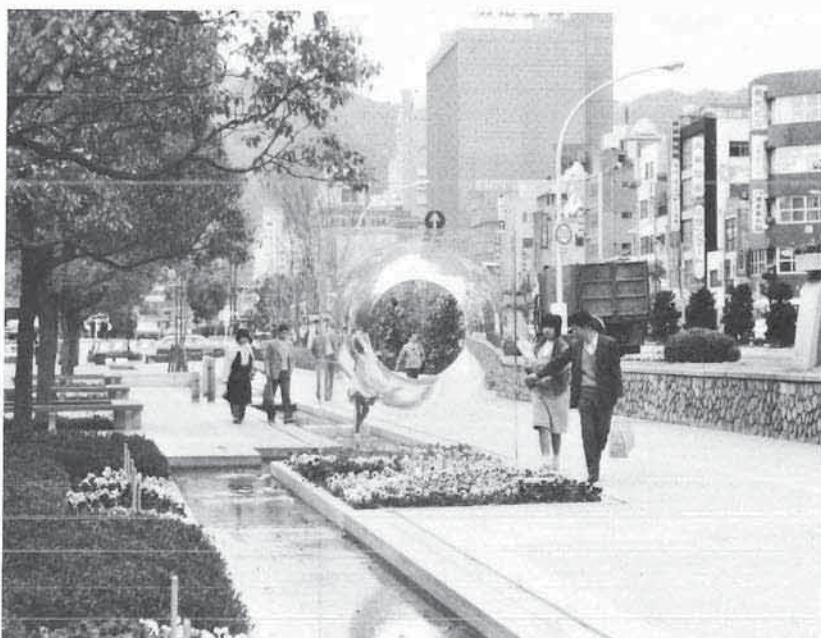
⑥ 電柱・空中架線

電柱や空中架線などは街路景観を阻害する要因の一つであるため、その集約整理を進める。特に神戸らしい都市景観の形成上重要な道路については、地下ケーブル化などにより無電柱化を図る。

⑦ ストリートファニチュア・彫刻・壁画

街路や広場などにストリートファニチュアを設置する際には、その機能に応じた適切な配置計画を行い、地域の環境と調和した意匠とする。特に主要幹線道路における照明などは、植栽とともに眺望型景観の対象としても重要であるため、その整備方針を定めた配置計画を策定する。

また、道路や広場などの公共空間を豊かに演出するため、彫刻や壁画などを積極的に取りいれる。



街路沿いの彫刻 / フラワーロード
(花と彫刻の道)

3 その他の推進方策

すぐれた都市景観を実現するためには、単に整備手法の適切な運用や物的な環境整備事業の実施だけではなく、コミュニティや都市文化の育成を含めた広範な取り組みが必要である。

景観形成のためのこうした推進方策としては次のようなものがある。

① 伝統行事・伝統文化の継承・育成

祭などの伝統行事、酒造りなどの伝統産業は、地域の歴史や風土になじんだ固有の文化や雰囲気を形づくっており、神戸らしい都市景観を形成する重要な構成要素としても見直される必要がある。これらの継承・育成のための助成などの適切な施策を講ずる。

② 広報・啓発活動の実施推進

すぐれた都市景観を実現するためには、市民の理解と協力が大切であり、そのための各種啓発活動が必要である。その際、建築家やデザイナーなどの専門家、企業を含めた幅広い協力体制の確立が望まれる。具体的な施策として次のようなものがある。

①広報活動……神戸らしさの発掘・再評価を市民に求めるための一般の報道機関の協力を含めた幅広い広報活動を積極的に進め、すぐれた都市景観の具体例を紹介する中から、都市空間の公共性についての理解を深めていく。

②啓発活動……市民に対しては、市民大学講座などに都市景観に関する講座を開講したり講演会を開催する。一方、事業者や専門家については、周辺環境や都市景観の形成に果たす自らの役割について、意識向上を図るための講習・研修会を企画する。また、学校教育に当たっては、地域の自然や歴史・社会への理解を深め、環境デザイン・都市デザインに対する関心を高める。

③表彰制度……すでにある「神戸市建築文化賞」などの表彰制度に加えて周辺環境と調和してすぐれた景観を構成している建築物、屋外広告物、ストリートファニチュアなどに対し、その関係者を表彰し、市民の関心を高め、すぐれたデザインの普及を図る。
※30

④設計競技……特に記念すべき公共建築物やストリートファニチュアなどについて設計競技（デザインコンペ）などを実施し、

※30 設計競技（デザインコンペ）
——建築や公園、照明、ベンチなどのデザインについて、主催者が課題を提示してデザイン案を公募し、優秀作を選抜する方法。

広く専門家の英知を集める。

③ 環境管理のための市民組織の育成

敷地内の植栽の手入れや清掃活動など日常生活のなかでの景観形成を維持・増進していくため、「景観形成市民団体」をはじめ環境管理のための市民組織を育成し、住民の自発的な取組みを促す。^{注19}

④ 都市デザインに関する情報収集

すぐれた都市デザインに関する情報収集を行い、その公開を行う。このような情報収集は個々の開発行為や建築行為に対する景観形成上の指針として有効であり、啓発活動にも幅広く活用できる。

⑤ 都市景観の形成のための基金制度の創設

都市景観の形成を幅広く推進するため、広く市民からの資金的援助を求め、基金制度の創設を図る。この基金により、歴史的建築物などの維持・保全や買上げなどの景観形成上の財政的施策を講ずる。

⑥ 歴史的建築物などの記録制度の確立

都市景観の形成上重要な歴史的建築物などの保全と有効な再利用を進めるため、その実態を把握するとともに、記録制度を確立する。また、その他の景観資源にも同様な実態調査を実施する。

注18 神戸市建築文化賞——神戸の自然や地形のなかで個性をいかし、市民に親しまれ、文化の香り高い建築物を表彰する制度。市域に新築される建築物で、歴史的風土への配慮、地域社会への貢献、デザイン性、技術力などを評価して選定されている。昭和49年に発足し、昭和57年3月現在計3回の選考で14の建築物が表彰されている。

注19 景観形成市民団体——「神戸市都市景観条例」に定められている市独自の制度。身近な都市景観の形成を図ることを目的とした活動を行う市民団体で市長が認定したもの。その活動に要する経費の一部助成と技術援助をうけることができる。昭和56年8月「北野・山本地区をまもりそだてる会」が第1号として発足している。



空からみた新開発市街地 / 須磨ニュータウン・高倉台

あとがき

この計画は、昭和48年の「神戸市街地における都市景観形成構想のための調査」にはじまる多くの調査研究の成果や、昭和52年の「都市景観審議会答申」、昭和53年の「神戸市都市景観条例」の制定、昭和54年の同条例にもとづく北野町山本通地区の地区指定など幾多の積み重ねを経て策定することができたものです。

この間、多くの方々からの御指導・御助言を得ることができましたが、とりわけ、審議会の討議を通じて貴重な御意見を賜りました神戸市都市景観審議会の委員の皆さまや、この計画の原案作成および編集作業に御協力をいただいた神戸大学工学部建築計画研究室の方々に深く感謝の意を表します。

昭和57年7月

昭和57年7年発行

神戸市都市景観形成基本計画

編集・発行 / 神戸市都市計画局

神戸市中央区加納町6丁目5番1号

電話 神戸 (078) 331-8181(代表)

1982.7
神戸市

